

令和4年第3回定例会

浦臼町議会会議録

令和4年 9月13日 開会

令和4年 9月13日 閉会

浦臼町議会

浦臼町議会第3回定例会 第1号

令和4年9月13日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 議案第27号 令和4年度浦臼町一般会計補正予算（第3号）
- 7 議案第28号 浦臼町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 8 議案第29号 浦臼町営バス運行条例の全部を改正する条例について
- 9 議案第30号 浦臼町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について
- 10 議案第31号 工事請負契約の締結について
- 11 同意第1号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについて
- 12 同意第2号 教育委員会教育長の任命の同意を求めることについて
- 13 報告第6号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 14 報告第7号 令和3年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 15 認定第1号 令和3年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 16 認定第2号 令和3年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 17 認定第3号 令和3年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 18 認定第4号 令和3年度浦臼町下水道事業剰余金の処分及び決算の認定について
- 19 発議第2号 事務の検査について
- 20 意見書案第5号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について

2 1 所管事務調査について(総務産業常任委員会)

2 2 議員の派遣について

○出席議員(9名)

| | | | | | | |
|----|----|------|-----|----|------|---|
| 議長 | 9番 | 小松正年 | 副議長 | 8番 | 中川清美 | 君 |
| | 1番 | 高田英利 | | 2番 | 野崎敬恭 | 君 |
| | 3番 | 柴田典男 | | 4番 | 東藤晃義 | 君 |
| | 5番 | 折坂美鈴 | | 6番 | 静川広巳 | 君 |
| | 7番 | 牧島良和 | | | | |

○出席説明員

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 町 | | 長 | 川 | 畑 | 智 | 昭 | 君 |
| 副 | 町 | 長 | 石 | 原 | 正 | 伸 | 君 |
| 教 | 育 | 長 | 河 | 本 | 浩 | 昭 | 君 |
| 総 | 務 | 課 | 明 | 日 | 将 | 幸 | 君 |
| 総 | 務 | 課 | 早 | 坂 | 隆 | 広 | 君 |
| 住 | 民 | 課 | 中 | 田 | 帶 | 刀 | 君 |
| 住 | 民 | 課 | 國 | 田 | 幹 | 夫 | 君 |
| 福 | 祉 | 課 | 齊 | 藤 | 淑 | 恵 | 君 |
| 福 | 祉 | 課 | 城 | 宝 | 睦 | 己 | 君 |
| 産 | 業 | 課 | 馬 | 狩 | 範 | 一 | 君 |
| 産 | 業 | 課 | 山 | 崎 | | 哲 | 君 |
| 建 | 設 | 課 | 上 | 嶋 | 俊 | 文 | 君 |
| 建 | 設 | 課 | 安 | 田 | 良 | 弘 | 君 |
| 教 | 育 | 委 | 横 | 井 | 正 | 樹 | 君 |
| 教 | 育 | 委 | | | | | |
| 事 | 務 | 局 | | | | | |
| 事 | 務 | 局 | 小 | 田 | 修 | 司 | 君 |
| 農 | 業 | 委 | 畑 | 山 | | 証 | 君 |
| 代 | 表 | 監 | 笹 | 木 | 政 | 廣 | 君 |
| | | 査 | | | | | |
| | | 委 | | | | | |
| | | 員 | | | | | |

○出席事務局職員

| | | | | | | | |
|---|--|---|---|---|---|---|---|
| 局 | | 長 | 國 | 田 | 朋 | 子 | 君 |
| 書 | | 記 | 三 | 部 | | 航 | 君 |

開会 午前 10 時 23 分

◎開会の宣告

○議 長

本日の出席人員は 9 名全員でございます。

定足数に達しております。

ただいまから、令和 4 年第 3 回浦臼町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議 長

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議 長

日程第 1、会議録署名議員の指名を会議規則第 118 条の規定により、議長において、5 番折坂議員、6 番静川議員を指名いたします。

◎日程第 2 会期の決定

○議 長

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 9 月 15 日までの 3 日間にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 9 月 15 日までの 3 日間と決定いたしました。

◎日程第 3 諸般報告

○議 長

日程第 3、諸般の報告をします。

はじめに、令和 4 年第 2 回定例会以降、今日までの議長政務報告をお手

元に配付しておりますので、お目通し願ひ、主なもののみ報告いたします。

7月6日、北海道町村議会議長会議員研修会として、札幌コンベンションセンターにおいて3年ぶりに研修を行ってきております。

7月26日から28日、中央要望実行運動ということで、これも3年ぶりに行ってまいりました。2日目の朝から北海道選出国會議員への要望、陳情、その後に昼からは3班編成にて、各省庁に要望運動を行ってまいりました。

以上、報告といたします。

次に、教育長より令和3年度浦臼町教育委員会事務の点検及び評価結果報告書の提出がありましたので、写しをお手元に配付しておりますので報告済みといたします。

次に、監査委員より令和4年6月から8月に実施された例月出納検査の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきますのでご承知願ひます。

続いて、総務産業常任委員長より所管事務調査の報告がありましたので、その写しをお手元に配付のとおりですのでご承知願ひます。

総務産業常任委員会所管事務調査報告は報告済みといたします。

◎日程第4 行政報告

○議長

日程第4、行政報告を行います。

はじめに、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。
川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

おはようございます。

令和4年第3回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつと行政報告を申し上げます。

本日をもって招集いたしました第3回定例会では、議案5件、同意2件、報告2件、認定4件を上程いたしております。各議案提出の際には詳細にご説明いたしますので、十分にご審議いただき、町政発展のため議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

この際、第2回定例会以降の動静につきまして、数点ご報告を申し上げます。

まず、3年目を迎えたコロナウイルス関連になりますが、第2回定例会以降、感染者の減少が続き、このまま収束に向かうのではと期待された時期もありましたが、7月半ばから一気に拡大し、本町でも8月に47人、9月には昨日現在で22人の感染者が発生しております。これまでの合計で118人となっています。

特に、今月に入ってから、小中学校で10名近くの児童生徒

が感染し、今後さらなる拡大も憂慮される事態となっており、落ちついたかと思えば再度増加するという一進一退を繰り返している状況です。

60歳以上の方などを対象とした4回目のワクチン接種につきましては、昨日の時点で85%の方が接種を終えています。オミクロン株の新たな変異種が発見されたというニュースも流れており、引き続き町民の皆さんには基本的な感染対策に努めていただきますよう呼びかけてまいりたいと思います。

次に、8月31日から2日間にわたり、本山町の澤田町長をはじめ11人の町職員の皆さんが来町されました。

澤田町長におかれましては、昨年11月の選挙においてご当選されてから初めて本町に来町となったところでございます。

コロナ禍で滞っている交流事業を再度活性化させていくよう互いに確認させていただきましたとともに、職員の皆さんに本町各所をご案内し、短期間でしたが久しぶりに交流を深めさせていただいたところでございます。

明日になりますが、中心蔵ライスターミナルにおいて初出荷のセレモニーが行われます。先週行われた適期刈り取り判定会では、質、量とも良の判定が出ていると聞いています。農業を取り巻くさまざまな問題が山積していますが、まずは事故のない豊穰のでき秋となることを心から願い、行政報告といたします。

以上でございます。

○議 長

次に、教育長から教育行政報告の申し出がありました。これを許します。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

おはようございます。

議長の発言のお許しがございましたので、第2回定例会以降の教育行政報告につきまして、お手元の報告書をお目通しいただき、3点につき報告をさせていただきます。

7月6日、浦臼小学校授業参観の後に行われました保護者懇談会におきまして、令和5年度以降の複式学級の解消についての説明を行い、保護者からは特にご意見等もなく、理解が得られたと思っております。

7月21日の令和4年度移動理科教室につきましては、北海道立教育研究所が実施し、サイエンスカーに搭載の科学機器の操作や観察、実験、提案授業等を通じて、児童生徒の理科教育に関する興味、関心を高め、教員の教科指導力の向上を目的としており、2学年ずつに分かれ、提案授業の実施を、体育館では液体窒素で身近にあるものを冷やして、物質の変化に

ついて体験的に学ぶ授業が行われました。子供たちは普段できない実験に目を輝かせて取り組んでおりました。

8月19日には、空知教育局の次長が来町され、部活動の地域移行に向けた市町村の取り組み状況等についてのヒアリングが行われ、本町の現状を説明したところでございます。今後の道教委による対応にも注視したいと考えております。

また、記載はございませんが、令和2年度から中断しておりました本山町立嶺北中学校と本町浦臼中学校との修学旅行における交流ですが、昨年来られなかった嶺北中学校3年生が本日13日、また2年生が26日に来町されることとなっており、10月には浦臼中学校3年生が本山町を訪問する予定となっております。予定どおり実施することを願っております。

以上、教育行政報告とさせていただきます。

○議 長

これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

○議 長

日程第5、これより一般質問を行います。

順次、発言を許します。

発言順位1番、静川広巳議員。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

それでは、令和4年第3回定例会におきまして、一般質問を3件ありますが、1点ずつ質問させていただきたいと思っております。

まず、町長に、浦臼町における光回線の現在状況のことです。

町とNTT東日本が提携し、取り組んでいた光回線の町全体の整備が令和4年3月に完了し、NTT東日本の提供する光回線ブロードバンドサービスのフレッツ光ネクストの利用申し込みが令和4年4月5日より開始されております。

現在の回線の利用頻度はどのくらい把握されているのか、また町が予定している加入目標についてはどのようになっているのか、さらに町として今後の活用について考えておられるかお伺いしたいと思っております。

○議 長

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

静川議員の1点目、浦臼町における光回線の現在の状況についてのご質問にお答えいたします。

町内の情報格差是正や生活の利便性向上等を目的に、光回線の整備が行われ、本年3月に完了し、4月から光ブロードバンドサービスの提供が開

始されたところであります。

1 件目のご質問にあります現在の光回線の利用状況ですが、東日本電信電話株式会社に確認した情報によりますと、今回整備しました地区のフレッツ光の加入申し込みは、7月15日現在、77件との報告を受けたところであります。

2 件目のご質問にあります加入目標数ですが、令和2年度に作成しました高度無線環境整備推進事業における光ファイバー整備計画及び無線局開設計画におきまして、106件の目標値を掲げているところであります。

昨年、未整備地区の方を対象に行いました事前加入申込者数が158件でございますので、今後もサービスの申し込み数は増加するものと思われま

す。3 件目のご質問にあります、町としての今後の活用につきましては、晩生内地区コミュニティーセンターや鶴沼改善センター等の避難所施設や鶴沼公園管理棟など観光施設のWi-Fi整備を進めまして、利用者の円滑な情報取得、発信に役立てていただきたいと考えているところでありま

す。

以上です。

○議長

それでは、再質問ありますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

今回、一応、加入申込者数が158件だということなんですが、現段階で106件ですね。ということは、まだ158件に達していないという判断で、これはよろしいのかどうか。

あと、申込者数が158件あるけれど、もし106件であれば、あとの残りの方がどういう状況なのかというのが、ちょっとわからないんですが、それともう一点は、未整備地区であったところ、両翼のところですが、一応光回線は住宅が建って住んでいるところには回線は通っているという判断でよろしいのか。

ブロードバンドサービスというか、プロバイダーにその電柱から家に引き込む、その部分以外での電柱までの光回線は一応両翼、すべて配線が終わっているという判断でよろしいのかどうか。

あと、加入ですが、これはフレッツ光のNTTのブロードバンドですが、それ以外のNTT以外のプロバイダー関係は把握しているのか、把握していないのか、その辺も加入としてカウントしているのかどうかということがもしわかればお聞きしたいと。

○議長

早坂主幹。

○総務課主幹（早坂隆広君）

ただいまの静川議員の再質問についてお答えさせていただきます。

質問が3点あったと思われませんが、まず、抜けておりましたら申しわけございません。

1点目の加入されていない方の現状ということなんですけれども、現状、7月15日現在で77件という報告をNTT東日本の方から報告をいただいているというところでございます。あくまでも事前加入申込者が158件でございますので、残り80件程度と思われませんが、80件程度につきましては7月16日以降に加入されている方がいらっしゃるかもしれませんので、その現状については、申しわけございませんが、7月15日現在の加入状況を把握しているというところでございます。

2点目の未整備地区の宅地まで整備されているのかという2点目のご質問でございますが、こちらにつきましてはあくまでも今回整備しておりますのは、158件の事前加入申込者が一番町の外れになるところまでというところでございます。

3点目のプロバイダーの件でございますけれども、こちらにつきましてはあくまでもフレッツ光の加入申し込みの数字を押さえているところでございます。もし他社さんの加入があれば、そちらについては、申しわけございませんが、把握していないのが現状でございます。

以上でございます。

○議長

再々質問ございますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

せっかく今回光回線が通常の今までよりもかなり速度が速いということを経験しておりますので、また今回Wi-Fi設備も公共施設での環境はありますが、今後、家庭内でも恐らく、学校もそうですけれども、いろんな環境が整ってくるだろうと思います。

特に、インターネットを通じたWi-Fi環境が家庭内でも広がるだろうと思います。

それがパソコンのルーターを通じての携帯電話などのWi-Fiも家庭内でも広がっていくと考えるのが当然であって、そうでなければ恐らくこれから学校だとさまざまな授業で使われるタブレットとか、そういったものですので、そういうものの使用頻度というものがだんだんと多くなる以上、こういった家庭でのWi-Fi環境の学習といいますか、そういったことができるよというような回線をせっかく入れたので、その辺、浦臼町の町民の方にそういった勉強会みたいのは必要ないかというかどうかというのはいかがでしょう。

○議長

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

静川議員のご質問にお答えいたします。

7月29日なんですけれども、北海道が主催いたしましたスマホ教室というものがございます。道が事業の主催となっていただきまして、約10名程度、初心者の方をメインにさまざまな操作方法をNTTの方がしていただきました。

初めての事業ということで、大変皆様の方からも好評をいただきまして、いろんな方も操作にはすごい満足いただけましたので、今後いろんな道の事業もありますので、そこら辺と連携をして、今後勉強会等を進めていきたいなと思ってございます。

以上でございます。

○議長

それでは、2点目の質問をお願いいたします。

○6番（静川広巳君）

それでは、2点目の質問をさせていただきます。

2点目につきましては、町長にですけれども、多世代交流施設等建設の進捗状況についてお答えをいただきたいと思っております。

浦臼町周辺の開発事業である整備計画は、浦臼駅周辺整備検討委員会における提言を基本として進められていると思っておりますが、今年度は用地買収、基本・実施設計、令和5年度は建設、令和6年度は運用となっております。

また、6月定例会一般質問でも質問いたしました物価高騰、資材の高騰などによる影響が今後の建設に大きくのしかかっていると思われませんが、現在の進捗状況と考え方について伺いをいたしたいと思っております。

○議長

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

2点目の多世代交流施設等建設の進捗状況についてお答えいたします。

多世代交流施設の建設に向けまして、支障物件に関する調査につきまして、5月23日に業者との委託契約を締結し、先日、成果品の納品がありまして、現在は建設予定地であります地権者の方と、個別協議に入っている段階であります。

また、基本・実施設計につきましては、5月24日に業者との委託契約を締結し、石造り倉庫のリユース等の可能性の有無を含めた形で設計をしていただいているところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、10月末をめどに基本設計の完成、年内をめどに実施設計の完成予定となっているところでございます。

物価高騰の影響につきましては、依然として続いております、原油価格等の高騰だけではなく、円安の急激な進行など複合的な要因であらゆる分野、物品に及んでおり、近隣他市町においても、発注済み工事の追加補正を行う事態が生じている状況です。

事業経費の低減を強く意識して設計を進めておりますが、今後とも社会経済情勢を注視し、町の財政状況を勘案しながら、慎重に検討を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議 長

それでは、再質問ありますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

実は、この多世代交流施設等の建設については、当初、私は反対した方なものですから、いろんな難しい問題はあるかと思いますが、ただ設計に関しては議会を通過しておりますので、これで進めなくてはいけないのかなと思ってはいますけれども、ただ今回これだけずれ込んでいる、遅れているのかなという気はしていますし、それとなかなかまだはっきりとわからない点が私にはあります。

この後、2名の議員さんが同じ質問を出されるので、私もどこまで踏み込んで話をしようかなと思うんですけども、これの設計をもう既にお願いをしている分があります。

理事者側として、この設計を依頼するという部分では、多世代交流施設という名前ですけども、この建物自体の主な目的、どういう人方に主に使っていただく建物がメインなのか、ここの中でどういうことが展開されることがこの建物の意味があるのか、やっぱりそこがしっかりと今後、業者に設計を依頼する一つの考え方になると思います。

先ほど言いましたように基本計画の設計になると思う。つまりどういう方に使っていただいて、そこでどういうことが行われることがこの多世代の理想なのか。

要は、そこがちゃんとはっきりしないと、どういう建物なのか全くわからない。その辺を教えてくださいたいと思います。

つまり、住民に対して何を主とする建物なのかを教えてくださいたいと思います。

結局それが今後のいろんな指定管理なりそういったものに当然そこに響いてくる部分でありますから、当然その中に何を目的とする建物かによっていろんな指定管理の契約内容も変わるだろうし、そこもどうだろうか。

結局、建物が本当にサービス業の建物なのか、一部は営利を伴う建物なのか、全くそういうものも見当つきませんので、その辺、設計を依頼する段階で、ちゃんとはっきりしているかどうかお伺いしたいと思います。

○議 長

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

ご質問にお答えいたします。

どういう利活用を考えているかという部分につきましては、これまでも何度かの全員協議会の場でお話をさせていただいたところかと思えますけれど、名前のおり多世代ということで対象としては幅広い年齢層の方をということで考えております。

ですから、業者さんにお話をするに当たりまして、高齢者から子育て世代の方までということで、広い年齢層の方が集って話し合っていて遊んで、町にとっても賑わいを作り出す場所ということで、具体的ではないところもあるとは思いますが、そのような形でのお話をさせていただきまして、当然バリアフリーですとか、お子さんに対する遊具等の設備等も含めて、どの年代の方が来られてもという形でのお話をさせていただいているところです。

それが逆にわかりづらい部分にもなっているところもあろうかと思えますけれど、前々回にお話もさせていただきましたけれど、非常に高齢化も進んでおりまして、年齢層も高くなっている中で、本当に離れた施設で、行くこと自体が大変になってきているという話もございますので、町にとっての交通の要衝であります駅周辺にそういう施設を1カ所設けて、交通の便も確保した上で、利用の活性化を図ればという思いもありまして、建設を進めているところです。

これまでの説明と大幅に食い違ったところはないので、新しい部分はないかもしれませんが、そのような話を全般的にまとめまして、業者の方には話をさせていただいているところです。

ですから、この施設は何の施設なのかという部分がありますけれども、広く言えば、高齢者に限ったわけではありませんけれども、本当に広い年齢層の方に楽しく集っていただける施設、大きく言えば福祉の施設と言えるのかもしれませんが、一般的に言う福祉ばかりではない部分で、ご利用もいただければと考えておりますので、一言でというのはなかなか難しいところはありますけれど、さらに絵画の部分も取り込んだ中での話もさせていただいておりますので、本当に多世代多目的という幅広い利用をいただける施設ということで考えているところです。

○議 長

再々質問ありますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

結論から言えばどうなのでしょう、社会福祉施設なのでしょうかね。

あと、これは町としてはどこが担当する課になるのでしょうか。住民課ですか、福祉課なのでしょうかね、総務課なのでしょうかね、その辺はある程度何かこれを担当する部署というのがあるのか。あるのは当然でしょうけれど、どこになるのかと思えますけれども。

その辺をやっぱりこの建物をいかに町民に使ってもらうかという部分でしっかりしなければならぬというのと、何を中心としたものがここで運

営されなければならないかというのは、やっぱりせっかく建てるのですから、いるのかなと思います。

当然、検討委員会が提言していますから、恐らくこの辺も凶面を起こすためにはちゃんとしたこれも言っているのだとは思いますが、それを踏まえて、しっかりと町が町民の何を対象としたものもしっかりとやるかということが私は必要だと思いますので、その辺は進めるに当たってはいるかなと。

どこの課が担当するのかというものをお聞きしたいし、あと残りの2人がまた質問すると思いますけれど、本来ですと、病院との関係もお話ししたかったんですが、今回、私、質問ではこれしかしませんので、その辺、どこの今担当が受け持つのかを教えてください。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

先ほど申しあげましたように、本当に幅広い利用を想定しているものですから、今は総務課の中での担当と考えているところです。

○議 長

それでは、3点目の質問ございますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

それでは、また町長に3点目の質問ですが、これ意外と専門的になるので、もしかしたら町長が答弁するのは難しいかもしれませんが、保育所における使用済みおむつの取り扱いということでもあります。

厚生労働省は、保育所における感染症対策ガイドラインで、使用済みおむつの取り扱いを定めております。

交換したおむつはビニール袋に入れ、密閉した後にふたつき容器等に保管するとなっております。

町の認定保育園なかよしでは、使用済みおむつの管理はどのように行っているのか、また、なかよし保育園では使用済みおむつは帰宅時に持ち帰りとなっておりますが、保護者、園の運営者側、町との協議において、この持ち帰りは決定されたのかどうかお伺いしたいと思います。

○議 長

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

3点目の認定こども園なかよしでの使用済みおむつの管理についてお答えいたします。

認定こども園では、感染症対策ガイドラインに基づき、密閉したふたつき容器に使用済みおむつを保管しております。

おむつ替えの際には、教諭は必ず手袋を着用し、1人ずつはきかえ、消

毒を行い、尿の場合は1枚、便の場合は2枚のビニール袋に入れ、かたく縛って密閉し、1人ずつ決められた個別の容器に入れ、降園後保管容器を消毒して感染予防に努めています。

保管された使用済みおむつは、迎えに来た保護者が個別容器からビニール袋ごと持ち帰る仕組みになっております。

設立当時、運営者と町側で協議した記録は残っておりませんが、現在は認定こども園入園申し込みの面接の際、保護者には実際におむつや着替え保管場所と使用済みおむつの保管場所等を確認いただき説明を行い、持ち帰ることを承諾いただいております。

開設当初、園側でのおむつ廃棄処理を希望された保護者がいらっしゃったようですが、現在はそのような保護者の声はこども園にも町にも寄せられていないところでございます。

以上です。

○議 長

それでは、再質問ございますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

実は、私もいろいろ調べてみたんですが、今、このおむつの問題は厚生労働省も定めていますけれど、多分恐らく今なかよしではバケツ1個1個一人ずつのバケツでなかったかな、名前を書いて、それをそれぞれに、そんな都会みたいに何十人もいるわけではないのであれですけども、入れて縛っていると思います。

国のガイドラインでは、ちゃんとした保管場所が1個でもあれば、そこでちゃんと感染しない対策ができればそこでもいいということになっています。

今、この使用済みおむつのことでちょっと私も考えたんですが、幼児は大体、朝9時に保育所に連れて行って、晩5時ぐらいまで保育所にいます。それを考えると、1日の3分の1は保育所にいるんです。

当然、おしめを使う量は家庭よりも、もしかすると保育所のほうが多い可能性もあります。

そういったことも踏まえて、今うちの町はおしめと、それからごみ袋、無料にしているはずです。

それは保育所ではなくて、多分恐らく個人だと思うんですが、その辺を子育ての支援の中では、私は、そこはこのおしめも保育所で管理していただいて、燃えるごみで週に2回でしたかね、回収が。そこの管理がもう持ち帰りをしないで、そういった方法もとれるのではないかなと。

もう逆にごみ袋もおしめも保護者が園にあげてもいいと思うんです。もう3分の1は園で暮らしているわけですから。

そのごみ袋を園にあげるから、当然無料のごみ袋をあげることになりまますから、園には負担もかからないだろうと思いますので。

その辺、今後、そういう逆に持ち帰ることが園と保護者の負担になるのではないかなと私は思っています。

できれば、持ち帰りではなくて、園での処分の方が私はスムーズな形で何も問題がないのかなと。

いろんな文献の中では、感染対策の中では持ち帰らない方がいいという方もおりますし、そういった団体もあります。

また、今、SDGsというのがありますが、その中でも環境という問題を考えた場合には、持ち帰らないでそこで処分した方がSDGsの効果があるという文献まで出ています。

そういったものも含めながら、恐らく今、全国の6割が大体園で処分になってきています。

人口の多いところはなかなか難しいところはあるでしょうけれども、そういった部分もありますし、うちの町はあれですけど、隣町の保育所は持ち帰りではなくて園で処分しているという実態もあります。

そんなことも含めて、子育ての支援という部分では、その辺やっただうかなと思いますので、その辺検討していただけないかどうかをお聞きしたいと思います。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

検討していただけないかどうかという部分につきましては、園側との協議はさせていただきます。

ただ、1カ所、可燃ごみの収集が週1回です。月曜日。生ごみは週2回なんですけれど、可燃ごみにつきましては月曜日、たしか1回のはずです。

○議 長

2回らしいですよ。

○町長（川畑智昭君）

すいません、訂正いたします。そこがちょっと1回ではなく2回ということですので、その部分を含めまして協議はさせていただきます。

ただ、園にとって、園で処分した方が負担ではないのかという部分につきましては、園側の考え方も確認させていただいて、話を進めさせていただきます。

○議 長

再々質問ありますか。

○6番（静川広巳君）

終わります。

○議 長

次に、発言順位2番、中川清美議員。

中川議員。

○ 8 番（中川清美君）

令和 4 年第 3 回定例会におきまして、町長の方に質問をさせていただきたいと思いますが、まず、J R 札沼線の線路の今後の方針についてということをございまして、札沼線においては、令和 2 年 5 月 7 日、廃線予定であったんですが、新型コロナウイルスの感染症の拡大により、急遽、前倒しになりました、4 月 1 7 日をもって廃線となりました。

その後、踏切の撤去作業が行われ、今年度からは本線の撤去作業も本格化すると思われませんが、今後の予定について 3 点ほど質問をいたします。

1 点目としましては、本線の撤去作業の予定とその後の売却計画について、時系列での説明を求めたい。

2 点目としましては、レール、枕木撤去後に残る砂利の処分について、どのようにするのか聞きたいと思います。

3 点目といたしまして、全線を売却予定地とするのか、あるいは町が所有するために売却せず残す土地があるのか、また残すとするならその場所はどこなのか質問をさせていただきます。

○ 議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○ 町長（川畑智昭君）

中川議員のご質問にお答えいたします。

1 件目の撤去作業の予定とその後の売却計画についてですが、今年度の撤去作業につきましては、波止場線踏切から浦臼沢線踏切までの約 6 キロのレール並びに枕木を撤去いたします。

駅舎は、札的駅、鶴沼駅、於札内駅並びに各駅のプラットホームを撤去いたします。

橋梁につきましては、J R 橋のトレフトシナイ川橋梁を撤去いたします。

令和 5 年度につきましては、新十津川町境界から旧鶴沼小学校まで約 3 キロのレール並びに枕木の撤去を計画しております。

令和 6 年度につきましては、旧鶴沼小学校から集治監沢踏切までの約 3 キロの撤去を計画しているところです。

橋梁の撤去につきましては、北海道との河川協議が必要となることから、現段階での工事の施工時期や撤去場所は今後検討してまいります。

売却計画については、レール並びに枕木を撤去しました鉄道用地は、購入を希望する隣接者への意向調査と現地調査を行い、譲渡が可能な場合は申請をしていただきます。

申請内容の審査後、売買契約を締結し、譲渡代金を納入後、所有権移転登記を行い、土地の譲渡手続の完了とさせていただきます。

2 件目の撤去後に残ります砂利の処分についてですが、この件に関して

は、利活用における説明会でもご意見をいただいたところですが、砂利の処分費用に関しましては、JRからの撤去作業に関わる支援金には含まれないことから、レール及び枕木を撤去した後の現状での引き渡しとさせていただきます。

譲渡を希望する方への負担を配慮し、測量の代金や所有権移転に係る費用につきましては、町が負担することとし、土地についても低価格にて譲渡させていただきますので、砂利の処分については個人負担とさせていただきますので、ご配慮をお願いします。

3点目の全線を売却予定地とするかについてですが、譲渡を予定している土地につきましては、線路用地に隣接する土地の所有者の方に有効に利活用していただきたいと考えております。

なお、隣接地が町有地の場合は町の所有といたします。

なお、売却しない土地につきましては、浦臼駅周辺、晩生内地区コミュニティセンター、旧鶴沼小学校跡地周辺、道の駅、国などの長狭物などを予定してございます。

以上です。

○ 議 長

それでは、再質問ございますか。中川議員。

○ 8 番（中川清美君）

再質問をしていきたいと思いますが、まず、砂利についてなんですけれども、非常に町民の方がその土地を取得した場合においても、その砂利の処分というのが非常に大変な労力となって、足かせになるのではないかなという感じもするところでありまして、いろいろ使い道としましては、まず、第一に考えられるのは、どこかの工事現場での使用、もしくは埋めて使うとか、そういうような方法がいろいろあるかと思えます。

本当にこれを一個人の方が処分するにも重機もなければ、運ぶ車両もないということにおいて、非常になかなか進まないのではないかなと思っているところなんですけれども、町内業者、土木業者さんもおられるわけがありますけれども、少し話を聞いたところなんですけれども、あの砂利によっては、工事現場での使用は十分可能だということの話も聞いております。

これから浦臼町内でも河川の工事もありますし、そういったところで使用するのには可能ということでもあります。

ぜひ、そういう話もあります。そしていろいろな工事現場で使えば、工事経費もかなり軽減されてくることになろうかと考えるところでありまして、一度、町内業者さんとそういう話し合いを持たれて、しっかりと進めてはいかかなと私も考えているんです。

そして、そのほか堆積場所も結構な場所があるわけなんですけれども、あいているどこか町有地だとか、業者さんの所有地があれば、そこら辺に一時堆積をして、希望者がいたら町内の人にも分けてあげるよという使

用方法も考えられるのではないかなと思っておりますので、ぜひそこら辺はもう一度考えていただきたいと思っております。これが最初の第1点目なんです。

第2点目については、予定としましては晩生内の波止場線からずっと鶴沼までということになっております。

以前、町長が1期目当選したときに少し聞いたんですけれども、国道を晩生内からの4車線化をできればやりたいんだという話も聞いたところがあります。

4車線化となれば、国道用地もそれなりに結構求められるところでもあります。

幸い、晩生内からずっと札的までは非常に国道とJR線路が隣接しておりますので、4車線化するには非常にその用地も有効利用したら可能なことではないかなと考えているところでもあります。

もし、これを希望者に譲渡をしまえば、その本人が元気なうちはいいんですけれども、20年、30年後にこの4車線化事業をやろうということになったときに、その所有者が残念ながら亡くなられて、そして相続されることになってくるんです。

そうなったときに、相続者が町内にすぐいけばいいんですけれど、本当に東京都だとか恐らく分散するということも考えられます。

4車線化の事業を進めようとしたときに、その土地の購入について非常に今度大変な労力が必要になってくると思います。

その相続の場合、1人の方だったらいいいんですけれど、相続されていなかったら、その兄弟すべての方の同意を得なければ求めることができないんです。

そうなったときに、非常にその一部分の土地だけが町としての所有にまたなくなる。

そういう事業があったときに足かせとなって、非常に将来に向けて大きな過ちを犯してしまうのではないかなという考えを持っているところでもあります。

できれば、そういう非常に有効利用の高いようなところは町有地として全線残しておいて、本当に使いたいという人には譲渡ではなしに無償賃貸という形で対応していてもいいのではないかなと。

また、鶴沼駅から新十津川町までの間は、そこは非常に農地としても利用価値も考えられますし、隣接農家の方の話を聞いたところ、土地を求めて農地としてもいろんな形で使いたいという話も聞いております。

ぜひ、そういう今現在の視点でものを考えることでなく、将来的な見地を持って町有地として所有をするという考えではいけないのか、再質問とさせていただきます。

○ 議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

まず、1点目の砂利に関してですけれど、町内の説明会におきましても、同様のご意見をもらいまして、きょうの答弁したような内容でお答えをさせていただいたところです。

用地の譲渡につきましては、当初は測量経費ですとか、土地そのものの値段ですとか、一定の金額を譲渡を希望される方からいただくという前提で私たちとしても考えてきたわけですが、それらの部分につきましては、JRからいただける経費の中で十分賄えるということで、その方向に転換いたしまして、唯一この砂利につきましては、処分するなり、しないなりは個人の方のご判断になろうかと思えますけれど、希望される方の負担でということ、この部分だけは何とかご負担いただきたいということで説明をさせていただいたところでございます。

それに対するご提言といいますか、ご提案になるわけですが、今、この場ですぐ町で負担しますという回答はできかねますけれど、後利用が可能であるのであれば、民間事業者の方に比較的低価格で処理をしていただけるような可能性があるのか等、処理の方法につきましては町としても調査をさせていただきたいと考えています。

今すぐ町でやりますというご回答はちょっとできかねますけれど、調査は進めさせていただきたいと考えます。

2番目になりますけれど、将来の4車線化に備えてということ、例として上げていただきましたけれど、4車線化につきましては当初の要望の中に国なりに要望させていただいた経過がございます。

ただ、275号線につきましては、当別町の高架下というのですか、高規格道路までの整備計画はあるけれど、それ以外につきましてはもう全くないという白紙の状態だということ、なかなか将来に向けて要望を受け入れてくれるという回答ではなかったという状況にあります。

そのため、議員のお言葉にもありましたけれど、本当に数十年先の可能性というか、要望が仮に通ったとしても、本当に見通せないぐらい先の話になるということで、今回につきましては隣接地権者の方にお譲りするという方向で、話を進めさせていただいたところです。

どこまで考慮すべきかというのは難しいところですが、将来の地権者が変わった場合の想定までするのは、ちょっと先を読み過ぎではないかという思いもありますけれど、可能性としては十分考えられるということのご提言だと思えますけれど、今現在のところは地権者の方に低価格でお譲りするという考え方を持って、事業を進めさせていただきたいと思えます。

○議 長

再々質問ございますか。

中川議員。

○ 8 番（中川清美君）

再々質問といたしまして、今の答弁の中に、将来をちょっと考え過ぎではないかなという意見もあったんですけども、実際、現在浦臼町においても、農地の移動の際に、やはりそういう正式な譲渡がされていない、その後の売買についてもその子供たちの判子がないから売買ができないと。これは農業委員会の会長さんもおられるのでわかっていると思いますけれども、そういう現状があるんです。

だから、やはりここは町の将来において、しっかりとした対応をとるべきだと私は思っておりますので、今ここでそうしますということにはなりませんけれども、そういったことも含めまして、もう一度再考していただきたいなと思います。

再々質問としましては、いずれにしてもＪＲの線路の跡地、希望者がおられれば譲渡という形ではありますが、説明会のほうにも希望者が少なかったとは聞いておりますけれども、もしそういう譲渡をされたときに、その譲渡された人はその人がしっかりと管理されると思います。

残った土地については、以前の町議会との話のときに、町のほうで管理をしますよという話だったんですけども、非常にそうだったらそのＪＲ跡地の中でところどころ所有者が町民の方になると。

そういったときに、その残りの管理についてなんですけれど、そのような虫食い状態の中での今後において、町の管理するに当たって、非常に支障を来すことも考えられます。

それで、このＪＲの線路というのは、先ほど言うておりますように、国道からもすぐ横で見えている状況であります。

そこでしっかりとした管理をされないと、うっそうとした木が生えて、本当にアカシヤなどはすぐ生えてくると思います。

実際、もうＪＲの線路を今見ますと、本当にもう線路が見えないぐらい草が生い茂っているような、廃線というのはこういうものかなとひしひし感じられるところであります。

今後、そういうのをしっかりと管理されないと、もう林になって本当に非常に景観も損なうようなことも想定されるところであります。その残った町有地の管理について、どのような管理体制をするのかお聞きをしておきたいと思っております。

○ 議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○ 町長（川畑智昭君）

管理体制についてのご質問になりますけれど、これまで廃線になられた先行している自治体等の調査といいますか、聞き取りなどをいたしますと、自然に帰すところは帰すという判断をされている部分もあります。

ですから、すべての路線を線路があったときの状態のまま維持管理し続

けているというところは、聞いている限りではございませんので、その判断になろうかと思えます。

管理をする部分としない部分を使い分けた判断をどうするかという部分が今後の課題になってこようかと思えますけれど、体制的な部分というのはどういう内容をお聞きなのか、ちょっと難しいところがあるんですけど、必要な部分につきましては、最低限になろうかと思えますけれど、支障のない管理をしていくという基本的な考え方で今後とも進めていくことになりますので、体制というのはどういうことでしょうか、すみません、予算をつけて管理をしていくという。

ですから、どこの町を聞いていまして、特別、本当にきれいな真っさらな状態に維持管理しているというところはなかなかないのが現状でございまして、本当に必要最低限の管理という形での進め方になっていくかと思えますけれど、今後とも中身を詰めて検討させていただきます。

○ 議 長

次に、発言順位 3 番、野崎敬恭議員。

野崎議員。

○ 2 番（野崎敬恭君）

令和 4 年第 3 回定例会において、町長に多世代交流施設の指定管理者選考についてお聞きします。

浦臼駅周辺整備事業の中で、多世代交流施設の指定管理者の申し込みについては、まだ未定のことと思えますが、複数の要望団体が出てきた場合には、どのような選考基準になるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○ 議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○ 町長（川畑智昭君）

野崎議員のご質問にお答えいたします。

指定管理者の選考基準につきましては、施設を適切に維持管理でき、有効に活用し、利用者に対するサービスの向上が図られる団体等を指定管理者の候補者として選定するものとなっております。

また、選定を公平かつ適正に行うため、町職員や学識経験者を含めました 10 名からなる選定委員会におきまして審議することになっております。

複数の応募があった場合の取り扱いですが、町の提示した条件を満たした応募内容となっていることに加え、施設をより効果的に活用していくための提案等も含めて審査し選定することになります。

なお、選定委員会におきまして、選定されました指定管理者の候補者が指定管理者に指定されるためには、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を受けることになります。

以上です。

○議 長

再質問ございますか。

野崎議員。

○2番（野崎敬恭君）

この施設は、子供から高齢者まで幅広い世代の町民が集い、交流する空間を提供する場、町民がのんびりとした豊かな時間を過ごす語らいの場として、また、子供から高齢者まで幅広い人たちとふれあい、交流の場所となることが望ましく、それが多世代交流施設の役割であろうと思います。

施設の中には事務所もあり、団体がすっぽりこの施設の中に入って活動することができるというすばらしい計画かなと、そのように思っております。

また、ふれあい事業を持っている団体の中には、民間の施設を借り上げ、通年で運用している団体もあり、職員が移動しなくても住民福祉の団体が利用する最適な施設だと思えます。

ふだんから多くのボランティア団体など、また広く住民と接する団体を指定管理者とすることが当然望ましく、まだ幾つの団体が出てくるのかはわからないわけですが、最終的には応募のあった団体と行政が施設運用に合った経験、ノウハウに適した効果的な施設にすることを目的として応募団体とし、選定をして、住民福祉の向上を図っていただきたいと思えます。

以上、再質問で答弁を願います。

○議 長

質問の内容の要点をもう一度お願いします。

○2番（野崎敬恭君）

それと応募団体の募集などもいつごろから応募を始めるのか、そこら辺をちょっとお聞かせください。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

ご質問にお答えいたします。

前段の施設への期待といいますか、お言葉を大変ありがたくお聞きさせていただきました。

多世代ということで、皆さんには本当に幅広く活用したいということでお話をさせていただいております、本当に焦点がちょっとはつきりしないのではないかとのご意見もいただいておりますけれど、本当に多くの方にご利用いただける施設になればと進めておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

募集の関係になりますけれど、これまでの通常の流れでいきますと、開設する前年度というのが通常の流れとなっておりますので、当然その決ま

った中で中身をその方と検討していくという形は今の段階では作れないという形になろうかと思います。

ですから、当然具体的には申せませんが、ある程度の想定の中で検討して、中身を詰めていくという形になろうかと思います。

実際の募集につきましては、来年度という形になります。

○議 長

再々質問ありますか。

野崎議員。

○2番（野崎敬恭君）

来年度に選定を、団体も応募もするんでしょうかね。ぜひ取りこぼしもなく、望む団体があればよく選定基準に当てはめ、そして住民の福祉に期するようすばらしい施設にしてほしい、そのように思っております。

この後はまたもう一人、この問題について質問がありますので、そちらの方にお任せしますので。

○議 長

質問はいいんですね。

○2番（野崎敬恭君）

はい。

○議 長

それでは、ちょっと休憩をとりたいと思います。

35分まで休憩といたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時35分

○議 長

それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

発言順位4番、高田英利議員。

高田議員。

○1番（高田英利君）

それでは、令和4年第3回定例会におきまして、町長に質問いたします。

带状疱疹ワクチンの助成についてということで、ご質問させていただきます。

带状疱疹の原因となるウイルスは、成人の約90%の方の体内に存在し、50歳を超えると加齢や疲労、ストレスなどにより免疫力が低下するとウイルスが活動を始め、増殖したウイルスは神経の流れに沿って、神経節から移動、皮膚に達して帯状に痛みや発疹があらわれるそうです。

日本人では80歳までに約3人に1の方が带状疱疹を発症すると言われています。

帯状疱疹の発症率は50歳以上で増加し、50代、60代、70代と加齢とともに増加し、また帯状疱疹後神経痛（PHN）への移行のリスクも加齢とともに高くなると言われております。

ワクチンの接種によりウイルスに対する免疫力を高め、発症を予防、または発症したとしても軽症で済み、帯状疱疹後神経痛などの後遺症の予防にもつながるとのことです。

ワクチンの接種費用は生ワクチンで1回8,000円前後、ここで不活性化と書いてありますが、不活化と訂正してください。

不活化ワクチンでは1回2万円程度を2回の接種が必要とのことです。

以上のことから、ワクチン接種の周知と費用の助成についてお伺いをいたします。

○議長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

1点目の帯状疱疹ワクチンの助成についてのご質問にお答えいたします。

帯状疱疹ワクチンについては、平成28年に国内製の弱毒性水痘ワクチンが帯状疱疹予防ワクチンとして、平成30年に海外製の不活化ワクチンが帯状疱疹専用ワクチンとして認可されたことは承知しております。

平成28年から厚生労働省の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会やワクチン評価に関する小委員会において、効果や安全性についての論議が行われ、予防接種法の定期接種化することを使用することの是非について検討してきた経緯がありますが、いまだ任意接種の扱いとなったままの状態でございます。

全国で予防接種費用を助成している市町村はありますが、中空知管内では接種費用を助成している市町はございません。

現在の判断としては、町は費用の助成を考えておりませんが、今後国の定期接種化への動向を注視するとともに、希望者に近隣で帯状疱疹ワクチンを接種できる医療機関の情報を提供できるよう、関係機関との連携に努めてまいります。

以上です。

○議長

それでは、再質問ございますか。

高田議員。

○1番（高田英利君）

それでは、再質問といたしまして、まず帯状疱疹とはということなのですが、先ほどの質問文にもありましたとおり、ウイルスが神経を進んで発症するというこのようです。

皮膚にぴりぴり感や神経痛のような痛みを発したり、痛みを感じるよう

なところがあったり、その後、水膨れを伴う発疹があらわれるということです。

治療が遅れるとPHNになったりということで、治療期間が非常に長くかかったり、何カ月、何年にも及んだりという方もおられると聞いております。

免疫力が低下することで発症する病気ということで日ごろからの体調管理、あるいはストレスを減らすような生活が大変大事だということ是被われておりますが、やはりワクチンの接種によってその発症のリスクを軽減することができれば、大変安心して生活ができるのではないかと思います。

先ほど、町長の答弁にもありましたとおり、定期接種化には国は慎重であるという見方をしていますが、任意ワクチンの形でも道内の幾つもの市町村が助成を行っているところもあると聞いていますし、今年から始めた市町村もあると伺っております。

また、ワクチンの効果については、生ワクチンで5年程度、効果が5、60%程度、不活化ワクチンにおいては9年以上の効果があり、若干費用は高いですが、非常に高い効果があるとされています。

当町においても、ぜひワクチンの費用助成をしていただいて、安心して暮らせる、そんな町であってほしいなと思いますし、町の費用負担の中では、また幾つかのワクチンの費用負担も取り組んでいると思いますが、現時点で、例えば、インフルエンザとか、風疹とかというワクチン接種の助成を行っていると思うんですが、当町において、子供たちはまた別としても、成人の方に対するワクチン接種の種類等について幾つあるのかお伺いして再質問とさせていただきます。

○ 議 長

齊藤課長。

○ 福祉課長（齊藤淑恵君）

高田議員の質問にお答えいたします。

現在、成人に対する任意接種に関して助成を行っているというものはございません。

以上でございます。

○ 議 長

再々質問ありますか。

高田議員。

○ 1 番（高田英利君）

国の定期化接種を待つという判断のことかなと思いますが、ぜひこれらを含めて、道内の町村もやっているところを含めて、ぜひ検討していただきたいと思います。

以上、再々質問とさせていただきます。回答はいりません。

○ 議 長

それでは、ここで昼食のため、休憩をとりたいと思います。

1時30分から再開いたします。

休憩 午前 11時45分

再開 午後 1時30分

○議 長

それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

それでは、高田議員の二つ目の質問をお願いいたします。

高田議員。

○1番（高田英利君）

それでは、2点目の質問についてお伺いをさせていただきます。

町長にお答えをいただきたいと思います。

大規模災害時の対応についてということで、道は去る7月28日、日高沖から三陸沖に連なる日本海溝沿いや道東沖の千島海溝沿いを震源とするマグニチュード9クラスの地震で、道内の死者数は最大14万9,000人に及ぶと推計をいたしました。

道は、被害の規模を明らかにすることで、各自治体の対策に活用してもらうことがねらいとしています。

この地震の想定が浦臼町に直接及ぼす影響は少ないかもしれませんが、4年前の胆振東部地震ではブラックアウトが起き、道内各地では小規模な地震も至るところで発生をしております。

活断層が縦断している浦臼町でもいつ地震が起きてもおかしくないと思います。

また、各地で豪雨災害が発生しており、土砂災害、河川の氾濫等を含めた対応の現状と今後の対策についてお伺いいたします。

一つ目として、交通弱者、高齢者の避難体制について。

二つ目として、冬期における避難所の設置運営について。

3番目として、災害装備品、備蓄品の現状について。

4番、防災訓練の実施について。

5番目、防災マネージャーの採用の見通しについてということでお伺いいたします。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

2点目の大規模災害時の対応についてお答えいたします。

1件目の交通弱者、高齢者の避難体制ですが、令和3年5月20日に内閣府より、避難情報に関するガイドラインが公表され、警戒レベル3、高齢者等避難の発令により、避難行動の開始基準となりましたので、防災行

政無線、消防団による広報活動、電話などで避難の呼びかけを行い、避難行動支援者の方も地域支援者並びに町内会役員の方々とともに避難をしていただくこととなります。

2件目の冬期における避難所の設置運営ですが、冬期間に災害が生じた場合、防寒対策が一番の課題であると認識しております。

最重要課題である電源の確保につきましては、行政センターほか4カ所の避難所において、可搬型の発電機による電源供給に対応した設備となっています。

生命線である暖房機器の稼働を確保した上で、照明、電話等の機能を維持し、冬期の避難所運営に当たってまいります。

3件目の災害装備品、備蓄品についてですが、毛布やベッドをはじめ、食料や水など避難生活の基本となる必需品の購入を優先的に進めております。

浦臼町災害装備品整備計画に基づき、食料品については約200人分を想定いたしまして、1日3食3日分を目標に備蓄することとしております。

購入に当たっては、地域づくり総合交付金事業を活用し、購入を進めてまいります。

4件目の防災訓練の実施についてですが、来月の10月28日金曜日にふるさと活性化センターにおきまして、職員による避難所設営訓練を実施いたします。

災害発生時において、迅速かつ的確に初動体制が図られるよう、段ボールベッドやパーテーションの設置など、避難所開設準備における訓練を実施いたします。

5件目の防災マネージャー採用の見通しについてですが、就任当初からの公約に掲げておりまして、採用に向けて要請を続けております。

対象者の不足など、現在のところ採用には至っておりませんが、採用条件の問い合わせなど具体的な動きも出てきておりますので、引き続き採用に向けて要望活動に努めてまいります。

以上です。

○議 長

それでは、再質問ございますか。

高田議員。

○1番（高田英利君）

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、当町で大規模災害がどの程度のものかという想定なんですけど、これについては当然石狩川を抱えておりますので、豪雨災害、河川の氾濫ということは十分に想定される事態ではないかと思えます。

また、地震については、先ほど申しました道の発表は道東沖だとかの話になりますので、直接浦臼町に津波が来るとか、そういう被害はないのか

もしれませんが、先ほど申しましたとおり直下型の地震が起きれば間違いなく当町にも大きな被害が出るのではないかということは当然想定されるものかなと思っております。

そんな中で、一つ目の高齢者の避難ということで、私も質問させていただきましたが、地域支援者、あるいは町内会の役員の方々ということは当然私もわかってはおりますけれども、町内会の役員の方々がその意識を持って毎回役員として当たっていただけるのかというところもわからないところでありまして、地域支援者というくくりの中でどういう方を想定して地域支援者という考え方を想定しているのか、ちょっとわからない部分ではあるんですが、恐らく隣近所だとか、あるいは身内とか親戚とか、そういうことも想定している形の中での地域支援者ということなのかなと想定はしていますが、避難訓練とも関連はあるんですが、地域の方々が交通弱者、あるいは支援を必要とされる方々に対してのやっぱり支援体制を日ごろから呼びかけるなり、町としての呼びかけをしっかりとしていくべきかなと考えるところです。

そしてまた、冬期における避難所の設営ということで質問させてもらったわけですが、行政センターほか4カ所というところで恐らく行政センター、あるいは活性化センター、晩生内のコミセン、鶴沼の改善センターというところになるのかなと思うんですが、その4カ所というところをまずどこなのか、それはご質問させていただきたいと思います。

そして、その4カ所にそれぞれ可搬型の発電機による電源供給の対応と答えをいただいたんですが、それぞれに発電機を設置をして、その4カ所でしっかりと暖房だとか通信がとれる形を確保できるということの想定でいいのかどうか、その点を2点目としてご質問させていただきたいと思います。

続きまして、装備品、備蓄品の関係なんですが、食料や水について優先的に購入をしているというお答えでしたが、特に水の場合、防災倉庫に保管をしているのか、それともほかの施設に保管をしているのか、ちょっとわからないところなんですが、冬期の場合凍結だとか、あるいは食料品についても凍結によってすぐ使用できなくなっている状況に陥ることはないのか、その辺も確認をさせていただきたいと思います。

要するに、冬期間すぐ使えるような形として保管をされているのかどうかということで3点目の質問とさせていただきたいと思います。

それと、もう一つの食料について、約200人分を想定してというところで備蓄をしているんだという話なんですが、これについては何年間、あるいは何カ月か何年間かわかりませんが、その保管というか、年限が来たときに順次更新をしていっているのか、その辺ですね、水によっては1年なのか、食料品によっては半年とか何カ月なのか、その辺はちょっとはつきりわかりませんが、その辺の更新具合についても行っているのであれば、その辺の部分についてお聞きをしたいと思います。

4点目の防災訓練なのですが、今ほどのお答えの中で、職員による防災設営所の訓練というお答えがあったんですが、確かに職員の方々にも率先して活動してもらわなければならないのはわかっているところなのですが、やはりコロナ禍の状況でもありますので、なかなか難しいところではあるんですが、今後地域住民も交えた中でのやっぱり防災訓練は行っていくべきなのかなと思います。

当然、地域住民の防災意識を高める目的もありますが、私も消防団活動もあわせて行っているわけですが、消防団についても日ごろから訓練を行っているのは、防火だとか消火活動については日ごろから訓練を行っています。

ところが、こういう災害時の訓練というのは、今消防団ではほとんど行っていない状況にあります。

ですから、万が一災害が起きた場合において、やはり消防団も巻き込んだ中でどう防災に取り組んでいくのか、要救助者が出た場合、警察や行政、あるいは消防が連携をして、どんな形で取り組んでいけばいいのかというところも想定しながら、やはり取り進めていかないと、言い方は悪いんですが、私たち消防団員も被災するかもしれませんが、消防団員としての使命を持ちながらも、やはり訓練が行われていない中で、なかなか救助活動等を行うことが果たして可能なのかどうか、その辺も含めまして、やはり行政だけでなく、一般の住民も含めた中での防災訓練というのはやはり必要なことではないのかなと思います。

これについても町長のお考え、どのように考えおられるのか、お伺いをしたいと思います。

続きまして、5点目の防災マネージャーなのですが、町長の就任当初からの目標ということで、いまだ実現に至っていないわけですが、防災マネージャーがいなければ防災ができないわけでは決してないと私は思っています。

ですから、防災マネージャーの採用がなかなか厳しいのであれば、やはり自分たちができるところから防災意識を持って取り組んでいかなければ当然ならないと思いますし、防災マネージャーが来ていただけない間は災害が起きないという保証は当然ないわけですから、やはり防災マネージャーが未採用でも、しっかりと防災計画は進めていかなければならないかなと思っております。

以上、4点でしたか、質問させていただきます。

○議 長

答弁をお願いします。

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

高田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

1点目の地域支援者の関係なんですけれども、要綱で浦臼町災害時避難

行動要支援者支援制度実施要綱というものがございます。

こちらで2条の定義には、地域支援者とはということで、避難行動支援者の同居の親族以外の方につきまして支援を行う者となっております。

また、ほかにも先ほど言った町内会長さん、また隣近所の方、また地区の民生委員の方、そういう方と一緒に避難をしていただければなと思ってございます。

2点目の電源供給の4カ所のことでございますけれども、行政センターのほかに鶴沼の改善センター、晩生内コミュニティーセンター、農村センター、活性化センターの五つに発電機を持って行きまして、電源供給いたしまして、電気、電話、照明等に対応ができることになってございます。

平成二十六年、七年だったかと思うんですけれども、私、防災の方の担当をしまして、実際、両翼のほうに業者さんと一緒に発電機を運んで、電源を通しまして、実際に電気をつけたことがありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

三つ目の保管場所でございます。

まず、水、食料につきましては、活性化センターの2階に保管等をしてございます。食料につきましては活性化センターに保管をさせていただいているところでございます。

水につきましては、保存期間7年間、食料につきましては5年間という形で保存期間を明記しているところでございます。

防災訓練の関係でございます。

消防団の方もということでお話があったと思うんですけれども、これも二十六、七年と一緒に消防団の方と実際に消防団の車両を使って防災無線を使って、避難行動の要支援者の方の自宅を想定して、実際救助した訓練も実績でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長

町長。

○町長（川畑智昭君）

最後の質問にありました防災マネージャーの有無にかかわらずできることを実施していくべきだということですが、当然そのような考えもあります。

これまでコロナの関係でなかなか人を集めるというのが難しいタイミングもありまして、今年ようやく、職員ですが、避難所設営の訓練をさせていただくようにしております。

ただ、全員参加とはなかなかありませんので、半分なり3分の1に分けて、全員が訓練できるような形で進めさせていただきたいと思っております。

確かに、防災マネージャーが来てくれれば、専門的な見地からいろいろご指導いただくと考えておりましたので採用希望なんですけれども、今の段階で本当に勤務地ですとか、勤務年数ですとか、ちょっと具体的なお話とございますか、問い合わせも来ているような状況もありますので、非常に期

待はしているところですが、かなり取り合いみたいなところも話としては聞かされておりますので、まだまだ楽観はできないということで引き続き要望活動は続けていきたいと思っておりますし、仮に来られないということになりましたら、できることから進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議 長

再々質問ありますか。

高田議員。

○1番（高田英利君）

いま一度、防災訓練についてなんですが、確かに明日見課長の答弁で言われたとおり平成二十六、七年ごろにやった記憶もありますし、私も実際に参加をして訓練をした記憶もございます。

やはり、1度やったからといってそれでいいわけでは当然ないと思っておりますので、定期的にやはり行っていくことがそれぞれ身を守る行動につながるための施策かなと思っておりますので、コロナ禍の中で厳しい状況ではあります、状況が許せるようになれば、やはり防災訓練はしっかりとやっていくべきなのかなという私の思いであります。

答弁は求めませんが、再々質問を終わらせていただきます。

○議 長

次に、発言順位5番、折坂美鈴議員。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

令和4年第3回定例会におきまして、町長に2点の質問をいたします。

まず、1点目です。役場職員の副業解禁を。

役場職員は、地方公務員法の規定により、任命権者、浦臼町の場合、浦臼町長の許可を受けなければ副業をすることができませんが、近年、国や民間の働き方改革が推進され、全国の各自治体でも地域貢献を通じた副業解禁の動きが活発化しています。

道内でも鹿部町や新得町は、職員の積極的な地域貢献活動を促進するため取り組みを始めています。

今年6月には日高振興局が道の組織としては初めて農漁業関連を主な対象として、人手不足に悩む地域産業の課題解決に向けて取り組みを始めました。

一次産業を基幹産業とする地域は、例外なく高齢化と人口減で慢性的な人手不足に陥っています。

役場職員がこの問題の解決に一役買っていただくことは、単なる地域貢献にとどまらず、現場とともに汗を流し、労働の大変さや収穫の喜びを経験することで町民との交流が深まりますし、地域の課題を身をもって知ること、職員としてのキャリア形成にも役立つのではないかと考えます。

また、町民との距離が近くなり、町への愛着もより深まって、町民と一

緒に地域づくりに取り組むなどの成果も期待できます。

以上の理由から、町長にはぜひとも職員の副業解禁に向けてのルール作りに着手していただきたい。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

折坂議員の1点目、役場職員の副業解禁についてのご質問にお答えいたします。

議員のご質問にあるとおり、地方公務員の副業解禁の動きは少しずつ広まってきていると認識しており、空知管内においても沼田町で今年度より開始されています。

解禁している自治体は、公益性や公共性が高いもので、地域産業の発展や地域の活性化に寄与する活動など、町や地域への貢献が許可の基準となっているところではあります。

議員のご質問にありますように、農業の現場におきまして、高齢化の進行や人手不足は深刻な問題であると認識しており、これまで先行事例を見ていると、農業支援ばかりではなくスポーツ指導なども含めた幅広い分野を取り込んでいる市町村もあり、対象とする業務の範囲や農業分野における人材派遣など、民業との関係など、検討すべき事項も多く、他自治体の状況を参考に今後制度化に向けて調査を進めてまいります。

○議 長

再質問ございますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

農業の現場において、高齢化の進行や人手不足は深刻な問題であると認識しているということですから、ぜひやりたいという答えが聞けるのかなと思ったんですが、意外に慎重な答えだったので、ちょっとまた再質問させていただきたいと思っておりますが、私の認識としては、農業だろうと思っているんですけども、答弁の中で農業支援ばかりでなくスポーツ指導なども含め、そういう事例もあるよとおっしゃっています。

浦臼町においても、部活動の地域移行の問題などありますので、ああ、こういう方法もあるのかなということは私も気づかされたところでありますが、まず今年に入っておりますが、職員の副業基準に農業を明記する地方自治体が増えたということをご認識していただきたいと思っております。

日本農業新聞調べでは、年内導入予定を含め3道県と7市町で計10自治体となったそうです。

私の調べたところはここまでなんですけど、北海道では池田町や様似町も質問以外では確認できました。

今までは農業というのは副業先に認められない営利企業に含まれると解

積されてきたそうなのですが、どの自治体も地域の基幹産業を守ることが公務員に求められる地域貢献や公共性に当たるとみなしたということだそうです。鹿部町においては、2019年からホタテ、昆布漁の手伝い、これに限ると明記をされているわけですね。

今後、制度化に向けて調査を進めるよと町長もおっしゃってくださったんですが、どこの分野で浦臼町の場合、人手不足しているのか、収穫作業なのか、植えつけ作業なのか、または日々の管理作業なのか、農家側のアンケート調査であったり、職員の意識調査もぜひあわせて行ってほしいなと思いますし、マッチングの方法にしても工夫が必要かもしれません。

しかし、職員が机上ではなく、実際に農業の現場で働くということは、地域の課題を間違いなく自分のこととしてとらえるようになると思うので、本業である町民福祉の向上のためにどうやったら町民がこの町に住んで幸せを感じてくれるかということを考えるきっかけになるのではないかと、プラスの効果しか思い当たらないのであります。

民業の圧迫とか、そういうことも考えられるのかなというお答えでしたが、あくまでも副業でありますから、週8時間以内とか、勤務時間外の土日とか、平日でも3時間以内だよというルールを決めれば、民業についての関係を憂慮することもないかと思えますし、メリットの方が断然大きいと思います。

町長におかれましては、前向きにこのことを考えていただけるかどうかということをお伺いしたいと思います。

○ 議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○ 町長（川畑智昭君）

最後の1点のご質問ということでお聞きすれば、前向きには検討させていただきます。

一応、問題点も列挙した上での検討になろうかと思えます。

先ほど、民業と申し上げましたのは、民間から派遣を受けて年に何日かという形で受け入れているというお話も実際に聞いておりますので、それとの競合というのですか、先ほど週8時間とか言われましたけれど、実際その部分に民間の方を入れられていた場合は、そこに影響を与えるのは間違いなことですし、ただ金額的なものですとか、労働の質の問題ですとかいろいろな部分も聞いてはおりますので、その一部の支えというのですか、サポートになればという思いもありますので、今おっしゃられたように、メリットはたくさんあるかと思っております。

ただ、余り大きく期待されても困るかなという部分は間違いなくあります。あくまでも本人の意思によって出ていただくという形になりますので、その辺も含めまして、前向きに検討をさせていただきます。

○ 議 長

再々質問ございますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

具体的にどのようなことを考えているかというような自分の考えだったり、町長はどうお考えですかということを知りたいんですが、浦臼町の場合、稲作中心ですから、収穫作業は機械が中心に行うところでもあります。

また、田植えの時期なども人材派遣を使ってやってらっしゃるところもあるので、その部分に週8時間しか使えない方を入れるということにもならないのかなと思ったりはしますが、町長が今力を入れておられるにんにく、これは大変に手間がかかるというところをこの間、見てきたんですけども、日々の作業ですね、管理作業もありますけれども、自分で売るところまでやるとすると、本当にいろんな作業が家族内で行われている、とても大変だということも私もお聞きしていますので、そういうところを担っていただくとか、あと皆さん、田んぼを大変たくさん今作っていらっしゃる。通い作で作っていらっしゃることも多く見受けられますが、昔のようにきれいに畦畔の管理、それが行われているように私は見えませんね。

やっぱり、皆さん、管理作業というのはだんだん腰も痛めたりなどして、大変なところありますので、そういう部分で筋骨隆々の若手職員が日々手伝ってくれたら助かるのになとか、私は思ったりしました。

町長はどの部分で、こういうことを考えてみたいなという思いはありますか。

○議 長

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

これからの話になろうかと思えます。

ただ、一番聞いているのは、やはりもみまきと田植え作業というのが本当に集中的に短期間で終わらせなければならないという意味では、人材不足になって、そこに一番派遣会社から人を入れているという話も聞いております。

今回、ちょっと他を調べてみて驚いたんですけど、先ほど沼田町さんの話をしましたけれど、沼田町さんでは今年の4月から本当にトマトの関係の作業だけに職員が副業として当たってもいいという制度を始めたとか、ネットで見たんですけど、そこまでシンプルに絞るのが適切なのかどうかはちょっとわかりませんが、議員が言われたように、日々役場の方が作業に当たってくればというような、日々というのはちょっとなかなか難しいところだと思います。

ですから、具体的にはやはり水稻の春作業の部分というのは一番考えなければならない部分だというのは想定としてはありますけれど、それ以外

につきましては一般的な野菜、作付なり収穫作業ということで検討させていただきたいと思います。具体的なのはその稲作の部分です。

○議 長

それでは、2点目の質問ありますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

2点目であります。目標を実現するために行政評価による進行管理を。

地方自治法においては、地方公共団体が「最小の経費で最大の効果を挙げる」行政運営を行っていくことを位置づけています。

質の高い行政サービスを持続的に提供するために、総合計画では目標を設定しますが、その計画期間は10年間の長期にわたりますから、計画に位置づけた政策目標の実現や実効性を高めるため、社会経済情勢の変化など本町を取り巻く環境の変化を的確にとらえた上で、その進行管理を着実に行わなければなりません。

目標を達成するためには、指標で効果を可視化することが重要で、すべての施策、各施策を構成するすべての事務事業について、毎年度の行政評価（KPI指標）によって検証が行われなければならないはずで、ここで事業の改善、見直し、予算などの配分の見直しが適切に行われると思うのですが、浦臼町ではそうなっていますか。

また、毎年度の行政評価の結果については公表し、町民への説明責任を果たすことも意思形成過程の見える化のために重要なことだと思います。

事業の進捗状況や課題・問題を定期的に確認することは、職員にトップの思いを具現化していくために必要であり、町民と協議しながら環境の変化に合わせて事業を改善していけば町民の理解も得られるでしょう。

検証することなしに改善はあり得ないし、コストの削減にもつながらないと思います。

これからの総合計画の着実な推進に向けて、行政評価に取り組んでいただきたい。

具体的な問題提起として、①総合計画の中でも重要施策だった道の駅再整備計画がいまだに着手に至っていない。この5年間どのように計画が見直されてきたのか、内容が町民にも明らかにされないままであります。

5年間を検証し、その上で今後の考え方や具体的な目標の設定を町民に示し、一つ一つ指標をクリアしながら確実に実行してほしいと思います。

②空き家を有効活用する構想が町長にはあるようで、今年は調査研究している段階だと思います。

中古住宅の取得応援助成金と住宅リフォーム等補助金を活用して、空き家を改修して有効活用する方法も考えられますが、中古住宅の取得応援助成金の条例では、昭和56年6月1日以降に建設されたもので、2親等内の親族が所有していたものはだめだとか細かい条件があります。

住宅リフォームについては、町内の業者を使うという条件があります

が、助成金額が少額ならわざわざ町内業者を使わないのではないのでしょうか。

町内の経済対策として、また、より多くの空き家が利活用されるよう、条例の見直しを図ってはどうか。

○議長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

折坂議員の2点目のご質問にお答えいたします。

はじめに、総合振興計画につきましては、10年間の計画期間を前期と後期に分けて策定しており、現在は令和2年度から令和6年度までの5年間を後期基本計画として実施計画に基づき各種施策を展開しております。

基本計画の評価検証につきましては、後期基本計画の策定の際に前期5カ年で掲げた主要施策の達成状況を検証し、計画策定のための基礎資料として活用しております。

また、各種個別事業の改善、見直し等については、これまでの実績や事業効果の検証を行い、次年度の予算要求や普通建設事業のヒアリングの際に協議を行っており、効果が得られるよう毎年見直しを行い、事業を実施しておりますので、適切な管理のもと事業を推進していると判断しています。

次に、道の駅再整備計画の検証についてのご質問にお答えいたします。

1件目の道の駅再整備計画の5年間の検証と今後の考えでございますが、平成29年度に鶴沼公園を中心に鶴沼地区一帯を整備する浦臼町産業観光推進ランドデザイン計画が策定され、翌年の平成30年度からは道の駅を中心とした交流拠点施設建設に向けて検討してまいりました。

平成31年度には、道の駅と温泉を一体的に整備することを検討し、事業費の増大が課題となったところでございます。

令和2年度では、道の駅と温泉を一体的に整備した場合の合築・分離の建設費をそれぞれ算出し、運営体制についても検討したところでございますが、結果としまして建設コストの削減が課題となったところでございます。

令和3年度においては、建設コスト削減とコロナ禍で大きく変化した社会状況を踏まえた交流拠点施設のあり方を検討し、温泉施設については既存温泉施設を利用した大規模改修や木造工法で全施設を建て替えることで建設コストを削減する検討結果となっているところです。

この5年間を検証すると、各年とも建設事業の問題を検討した経過は事業推進に必要な取り組みであったと判断いたしますが、検討結果を広く公表してこなかったことは、これからの課題と考えます。

今後につきましては、産業観光推進ランドデザイン計画をもとに施設の運営体制や建設計画などを状況に応じてホームページで情報発信したい

と考えております。

2件目の住宅取得応援補助成事業についてですが、移住や定住を促進する事業として、新築及び中古住宅の取得の支援を行っております。

対象要件となっております、昭和56年6月以降の建築につきましては、建築基準法を見直した新耐震基準に適合している建物としており、住居の安全性を確保し、安心して暮らしていただくための要件であります。

同様な制度を運用している他の自治体を見ましても、決して過度な制限ではないと考えております。

また、2親等以内の親族が所有していた建物につきましては、近親者間の不適正な取引を防止するためでございます。

住宅リフォーム等補助事業につきましては、定住促進事業として、例年10件程度のご申請をいただいております。

対象要件の中に、町内業者との契約と定めているのは、議員のご指摘のとおり、町内の経済対策を図る効果も見込んだ支援制度であります。補助率及び上限額につきましては、近隣市町の状況も調査して検討してまいります。

条例の見直しを図ってはどうかとの件につきましては、適切な補助金の支出、運用を図るため、さまざまな条件を設定しておりますことをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議 長

再質問ありますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

この質問を考えた理由ですけれども、今、町と町民の乖離が進んでいるのではないかと感じるわけで、道の駅の問題についてもしかり、昨今では多世代交流施設の問題でもそうですけれども、十分に町民の意見が反映されてきたかというところで、そうやってこなかったのは、今までの事業において、検証がきちり行われてきていなかったからではないかと考えてきたからでありまして、答弁の中では計画策定段階では5年間の達成度合いをきちんと示しているとおっしゃっていますが、5年間の達成度合いではなくて、私が言っているのは、すべての事務事業において、毎年を検証が必要だということを行っているわけで、またその評価についても町民の視点であったり、専門的な知見が必要だということです。

それから、持続可能なまちづくりにするためには、見える化というのが重要でありまして、町長も道の駅の問題では検討結果も広く公表しなかったのは課題だとおっしゃっておりますけれども、政策決定の場面においても、検証結果についてもありますが、これはどちらも公表すべきだと考えております。

そこが浦臼町には欠けている部分、やっていない部分ではないかなと私

は思います。

今回の町立診療所建設において、先ほど説明ありましたがけれども、基本設計、実施設計前に町民と関係者と計画策定段階において、十分な協議がしたいということで、所管課の強い要望があり、そういう予算化も今回されるようですが、私はこれは評価するわけで、ここの部分を計画作成時点での皆さんとの協議、ここを十分に今までやってこなかったから、多世代交流施設でもこんなにもめているのではないですか。

皆さんが納得いくまできちんと町民との話し合いをやった上で、基本設計、実施設計に向かっていかなければ、そこをはしょってしまったら、ずっと尾を引くのではないかなと私は考えています。

あと指標を設定するという事は、少ない職員の中で大変かと思うんですけど、みんな工夫してやっているところもありました。

K P I だけでは全体が見えないので、今ではK G I といって、目標達成指標というのを設定するところが多いです。

もっとわかりやすい指標をやっているところもあって、町民アンケートなどで効果を見える化しているところ、町への愛着度とか信頼度をはかる指標でN P S というものもあったりして、推奨者から批判者を引いた割合ですね、町民がどれだけ自分の町を信頼しているかというのを指数で表すという独自の成果指標を作っているところもありました。

町民に支持されれば、職員のモチベーションもアップするし、まずは住んでいる人が満足するような、そういう指標を作りながら進めていくということが大切ではないかなと考えています。

質問では具体的に、ちょっと今までずっと事あるごとに言ってきたんですけども、検証が足りなかったのではないかとこの際ですから言わせてください。

まず、防犯灯街路灯設置助成規則、これは条例もなかったんですけど、負担割合について、平成18年から見直されていなかったということ私は大変ショックに思いました。

町民の安心・安全な生活を守る観点から、防犯灯の設置、維持管理費用は私は全額町が持つべきという、この持論は変わらないんですけども、今年度からようやく負担割合が今までの町内会6、町が4という割合から5、5という負担割合になりましたけれども、これね、電気料が年々値上がりしているこの環境の変化ですよ。

すぐに町内会の負担はもとに戻ってしまうのではないのでしょうかね。

やっぱり毎年度行政評価して、指標というのも作りながら、ここを超えたらまた当初の目的から外れるよとして、負担割合とか規則の見直しとか、そういう議論を進めるべきだと思いますし、思い切って条例をつくって、これは街路灯ではなく町民の安心・安全を守るための防犯灯である、それに支援をするという目的を定めれば、全額町が持つのが私は当然ではないかなと、こういう見直しをずっと毎年やってほしいなど。環境が毎年

変わっていくわけですから、そこを思いました。

また、合併処理浄化槽設置整備事業補助金では、これもずっと続けていますけれど、下水道が引けないところですよ。対象地域の何%が設置することを目標にするかというのを決めてから、達成するためにどうしたらいいのかと考えていけばいい。ただ漠然とやるのではなくて、私は将来的には100%を目指す、下水道以外のところには全員合併処理浄化槽をつけてもらうという目標を持って、将来のためにそういう事業を進めていくという、そういうモチベーションを持つためにも、きちんと目標を作っていけばいいのではないですかね。何%の普及率、そういうところで毎年見直しをするとか。

それから、私たちグループがまちづくり活動応援補助金とか個人的に使わせていただいているんですけども、補助金をいただくまでに提出する書類が多過ぎると感じています。今この補助金を利用して活動する人がもう決まりきった人になってしまっていて、なぜかということを考えてみる必要があるのではないですか。たくさんの人に利用してもらうためには、もうちょっと使いやすい補助金にしようよとか、そう規則を変えていくとか、簡単に補助金がもらえるように。ただ条例を作っただけではなくて、毎年見直しをして、この補助金は使われていないよねというのであれば、使いやすいように変えていくとか、そういう毎年の評価とか町民の意見を交えとか、そういうことができていないなと私は思うわけでありまして。

それで、道の駅なんですけれども、5年間の検証ということで、今初めて町長のお答えをいただいたわけなんですけれども、これまで進捗状況というのは全く町民に示されてこなかったんですよ。町民は蚊帳の外だと感じていたのではないのでしょうか。町民の理解を得られないまま5年間同じコンサルに6,000万円という委託料を払い続けて、何も成果を上げられなかった。この責任は、やはり町長に、私は問いたいと思っていまして、なぜここまでするまでに毎年度の検証を行ってこなかったのかなというところを追求したいです。

令和3年もほとんど当初予算どおりの金額が払われました。まちづくり会社として契約したのはグローバルデザインという会社でしたけれども、ここはコンサルを手がけたKITABAが名前を変えただけの会社でした。何も活動した実績もなかった。そして、令和3年にはECサイト開設と運用をこの会社に委託しながらしました。200万円支払って。この会社が売ったのはうらうすサンデーが3セットと乾燥野菜が1個のみでした。こういう会社に6,000万円とか、また200万円とかをぼんぼんぼんぼん出すわけで、この関係は断ち切るべきではないかと、ここをちょっと町長に判断を迫りたいと思えますけれども、まちづくり会社の件は私は議会でも問いただしたんですけども、何も答えていただけなかった。これは町が内密に進めたのではないかと疑わざるを得ない。議会、町民、関係者への報告は一切なかった。なぜオープンにしなかったのでしょうか

か。今後の道の駅のところでは報告ありましたけれども、まだこの会社がアクティビティ部門を担いたいと書いてあったんですけれども、私はこれは考え直してほしいと思っています。関係を整理すべきときではないでしょうか。

ここでの町長判断を伺いたいと思います。道の駅についてはそこを伺いたいです。

あと住宅リフォームの件ですけれども、私は中古住宅を50万円で取得して、住宅リフォーム30万円使えば80万円もらえるからと思ってきたんですけれども、そういう使い方が今までできたのかなというところを1点伺いたいんですけれども、そういう使い方をしているところがありますか。何かいろんな条件が引っかかってきて、なかなか使えていないというところがあるのではないかなと思うんですけれども、ちょっとそこを確認したいので、事例はありますか。あとは、古い昭和56年以前の建築のもので、この取得補助金はもらえないんですよね、中古住宅の。石蔵倉庫を取得して改築して、リノベーションして何かに使いたいなと思っても、この50万円は当たらないとかということになってくるのではないのでしょうかね。古い物件ほどいろいろ改築するのにお金がかかる部分で、補助金をもらいたいと思う人はいっぱいいると思うんですけれどもね。そのあたりの確認の再質問をしたいと思います。

○ 議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○ 町長（川畑智昭君）

少し質問としてわかりづらい部分もありましたので、お答えできるかどうか指摘していただきたいと思いますけれども、町と町民の乖離があったのではないかとこの前段でのお話です。

ご答弁をさせていただきましたが、検討結果につきまして、逐次細かく流してこなかったのは事実でありますし、そこは反省するべきだと思っております。

今後につきましては、答弁したように、ネット等を使って、逐次流すようにしていきたいと思っておりますし、懇談会の場でもお話をさせていただきたいと思っております。

町立診療所の件につきましても評価するというお話はいただきましたけれども、多世代はそうはなっていなかったというお話なんですけれども、多世代につきましても検討委員会というのを立ち上げた経過を踏んで今の進めに。回数のお話であるなら、それはそれでお聞きしますけれども、組織自体は立ち上げて検討したという経過はございます。

あと評価の方法というのですか、指標を作ったの事業の進め方をした方がより具体的に進むというお話でしたけれども、現在につきましてはKPIのみで進めておりますので、他の先進事例も参考にしながら、うちに適応

した形での進め方をさせていただきたいと思います。

他の補助事業についても回答するというところでよろしいでしょうか。防犯灯の関係ですとか。

これは過去に何度かお話をいただきまして、1割だけですけれど住民の負担を軽減させていただいたところがございます。かなりの期間、条例改正が行われていないということで、実態に見合っていないのではないかといいところですが、大きな事案としては、街灯がLED化されたことによって、負担金が大きく下がったということをきっかけに、現状になったかと思っております。それ以降、大きな変化はなく、電気代が現在のようになっているということで、ご負担はかさんでいるというのが現状だと思っております。今すぐというお話にはなりませんけれども、ますます戸数が減っていく中で負担感が強まっているということは認識しておりますので、100%というのはなかなか難しい話だと思っております。しかし、検討課題とさせていただきたいと思います。

合併処理浄化槽につきましても、このような形で指示をして調査をさせたいと思います。

まちづくりの補助金につきましても、補助事業全般に対するご意見かと思っておりますけれども、今の時点でこれが多い、あれが少ないということが見えておりませんので、お答えしかねますけれども、まちづくりの補助金の担当に指示を出して、改善の余地があるかどうかを調査させたいと思います。

道の駅につきましても、まちづくり会社の件で種々ご意見をいただいたところです。なぜオープンにしてこなかったのかということですが、この件につきましてもオープンといいますか、報告書の中ではまちづくり会社というのを立ち上げて運営に当たるといのが構想の中には示されておりましたので、町民に示したかどうかは別の話になりますけれども、対外的に示してこなかったということではないかと思っております。ただ、ハードの検討に、どちらかというところ集中しておりまして、ソフトにつきましても、なかなか手がかかっていなかったという部分もありまして、具体的にお示しできるような形に至ってこなかったというのが現状でございます。ようやくこの前の説明の段階で、少し、こういう形で進めようとしていたというお話をさせていただいたところがございます。ですから、具体的に説明できるような中身に至っていないということで、オープンにしてこなかったというのはご指摘のとおりかと思っております。

住宅リフォームにつきましても、先ほども申し上げましたように、よそに比べて特に厳しいというものではありません。折坂議員が他の町を調べられたかどうかはわかりませんが、他と比べて特に過度なものではないと認識しております。どうしても地元が発注する場合と他の町が発注する場合との差額が、現実的にあるということは、以前から聞いておりますので、条件というよりも、その金額的な見直しですとか、その辺から検討をさせていただきたいと思います。

○議 長

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

折坂議員の住宅の質問にお答えいたします。

リフォームで30万円、中古住宅50万円であるかということにつきましては、事例はございません。

二つ目の石蔵倉庫の件だと思うんですけども、これにつきましては住宅ではないので対象にはならないかと思えます。

以上でございます。

○議 長

再々質問ございますか。

○5番（折坂美鈴君）

再々質問の前に、コンサルとの関係を絶つかどうかというところのお答えをいただけてないんですけど。道の駅の部分でコンサルとの関係を見直すべきではないかという意見を言いました。その判断をお伺いしたんです。

○議 長

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

この場で、絶つかどうかという判断はなかなかお答えしづらいところではあります。

これまで4年間にわたって、構想の立ち上げにご協力していただいたところでありまして、今後進んでいくにしても、あれを最低限のベースにしていこうと考えておりますので、関わり方については検討させていただきますが、完全に断つということはこの場ではお答えをしかねます。

○議 長

再々質問ございますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

再々質問では、今後のことを伺っていきたいと思います。

道の駅の件なんですけれども、このたび議会に説明していただいたところなんですけれども、官民連携手法に切り替えるという説明が議会にあったんですけれども、そう切り替えたのであれば、町民に経過を説明すべきであると思っています。

だから、この設計に着手以前から現出店者、それから今まで関わってきた検討委員の方々とか、意欲ある若者とか、そういう方々を集めて協議を今進めるべきではないかなと。

例えば、新しいテナントを誰が担えるのかとか、今やっている人はこのまま何年後になるけれども事業は継承していけるのかというのは、もう確かめていかなければいけないし、本町だけで魅力ある物品加工品をそろえ

ることは無理と説明されましたけれども、他市町からもそういうものを導入するよと。

町外の事業者の誘致も考えているよと、そういうことをきちんと今のうちに話し合いを続けることが必要です。

それから、米、メロン、ワイン、ジビエ、素材はそろっているということもおっしゃっていましたがけれども、これらをブランド化していかないと町として活用はできないと思うんですけれど、ただ素材がそろっていたって、またブランド化していただきたいし、食にどう生かしていくかということ協議するとか、協議することはいっぱいあるなと考えています。

また、民間事業者が興味を示してくれるかどうかは、職員のプレゼン能力にかかっていないですか。

その能力向上のための研修を受けさせるとか、また民間事業者が浦臼町に興味を示さなかったら、浦臼町の道の駅にですね、どういった規模のものを建てられるのかとか、プランBの考え方もこれからは考えていかなければいけないのではないかと思います。

今まで本当に町民を蚊帳の外にしてきた、この点は反省して、事業の進捗状況を全部見える化することが必要と考えるならば、今みんなで考えたいろいろな事業提案を民間事業者とヒアリングするんですよ、これから。

どういう民間事業者が興味を持ってくれるかわからないけれど、それをヒアリングするときみんなで考えた案を、こういうのはどうだとプレゼンしていくと。

役場だけで決めるのではなくて、みんなの考えというものをまとめて、強みとしてそういうヒアリングをしていただけないかな、プレゼンしていただけないかな、そういうことを考えるわけであります。

道の駅の今後、官民連携手法に切り替えた、そのことをきちんと町民に知らせ、協議を続けていくということをやってほしいと思いますが、この部分についてのお答えをまずいただきたいと思います。

それから、住宅取得の件では、何かうまい補助金の使い方ができない。せっかく中古住宅を取得しただけで50万円もらえるのに、これに住宅リフォームもらえば80万円になるではないかとお話ししても、そういうのを利用したことないんですね、皆さん。

今回、中古の住宅を取得したかったんだけど、2親等のものだったとかいろいろ条件があって、若者の世帯でありながら、一銭もその補助金がもらえなかったという事例が発生したわけで。でも例えば2親等の人からもらえるものだとしても、そこを改築するのであれば、中古住宅を取得の補助金をもらえるようにするとか、何か組み合わせでうまく使える形に、うまく言えませんが、若者の住宅だったら100万円もらえるんですよ。中古住宅を取得したら50万円にプラス25万円がプラスされるし、25万円の商品券が当たる。なのに、条件が合わなかったら、こ

れが若者世帯であっても一つももらえないという事例があったんです。

もう少し考えてもらって、リフォームしやすいというか、中古住宅を取得した上でもっとリフォームしていききたいという、そういうものに補助金が当たるような工夫。すいません、うまく言えませんが、何かそういうものに変えていただけないかなと考えました。

石蔵倉庫に、住宅でないからこれは対象でないんですか。石蔵倉庫を取得したいなと思っても、何も補助金は当たらないということですか。その辺とか、わかる範囲でお願いします。

○議 長

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

お答えする前ですけど、石蔵倉庫を住まいにしようとしたということですか。そういう方が実際に。

○5番（折坂美鈴君）

いえいえ。

○町長（川畑智昭君）

そういう場合はということですか。

道の駅の1点目についてですけど、町民との協議といいますか、声を十分に取り入れて、どういう方向性でいくのかという部分を含めて、話し合いというか、そういう機会を設けてはどうかということで、最初のころは検討委員なり協議会を立ち上げてまして、そのような形で進んでいたのが、3年間だったかとは思いますが、ここ数年はそういう形をとってこなかったのが事実でございます。

根本的なハードの取り扱いをどうするかというところで終始しております、なかなか町民の方のご意見を聞くような機会を設けてこなかったのが事実でございます。

今後につきましては、先ほどからおっしゃられているように、官民連携という手法を取り入れた中で負担の軽減等も図りながら事業を進めていきたいと考えております。

そのための第一弾が今年中にヒアリング等が設定されているところですが、そこに何社の方が来ていただけるか、今のところは全く未定となっております。

今、お話しできるのは、民間の方の力を入れて進めていきたいということにつきましては、町民の方にもお話しする機会を設けていきたいと考えており、今後何社かの方が来られて少し具体的になったら、先ほども申し上げましたように、何らかの形での周知には努めていきたいと思っております。進捗によっておっしゃられたような形をとっていきたいと考えています。

○議 長

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

条例で、浦臼町定住促進住宅取得応援条例というものがございます。2条の定義で、住宅となつてございますので、先ほど議員から質問がありました内容（石蔵倉庫の取得）につきましては、住宅がメインとなつており対象外となつてございますので、よろしく願いいたします。

○議 長

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

先ほど、住宅としてではなくて、店舗としてというようなお話をされたかと思うんですけど、そういう場合につきましては、中小企業振興条例で2分の1、500万円までという補助金の活用ができることにはなるかと思っておりますので、少し幅を広げて考えていただければよろしいかと思えます。

○議 長

次に、発言順位6番、牧島良和議員。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

第3回定例会に当たり、一般質問を3件について、町長、そして教育長にそれぞれ聞きたいと思えます。

まず、1点目であります。

町長、そして教育長にお尋ねをいたします。

国葬への弔意の強要についてということであります。政府は、安倍晋三元首相の国葬を行うことを閣議決定いたしました。戦前は、国葬令に基づき実施されたとしております。しかし、戦後、日本国憲法の制定に伴い、国葬令は1947年に失効されております。

現在、国葬を規定した法令はないとのことであります。戦後、国葬の議論の際には、内閣法制局から法的根拠が明確でないとの指摘もされており、実施されていないにもかかわらず、国葬を実施することは政府の今までの対応とも矛盾するものであります。

今回に関して、東京弁護士会は国葬について、憲法理念上の問題点が多々あることからこれに反対し、政府に撤回を求めると会長声明を出すなど、弁護士会や法律家からも反対意見が出されています。

また、国葬を実施することによって、弔意を示すことは事実上の強制につながりかねず、憲法で保障されている思想・信条の自由を侵すことにほかなりません。

私は、このことについて、両理事者にお尋ねをするわけではありますが、議会の地方行政の立場から逸脱しない範囲での質問をし、考え方を求めるものであります。

○議 長

答弁お願いいたします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

牧島議員の1点目、国葬・弔意の強要についてのご質問にお答えいたします。

政府は、8月26日の官房長官会見、8月31日の首相会見で、各府省に追悼を示すため弔旗を掲揚し、葬儀中の一定時刻に職員による黙とうを行うこととしております。

一方、「国葬が、国民一人一人に弔意を求めるものだと誤解を招くことのないよう」、地方自治体及び教育委員会等に対する弔意表明の協力要請は行わない旨の表明がなされたところです。

また、鈴木北海道知事は、9月9日の会見で公務での国葬出席を明らかにし、道庁及び各振興局への半期掲揚を行うが、各自治体などに弔意の表明は求めないとしたところです。

本町では現在のところ、弔意表明に係る取り組みを行う考えはありませんが、今後の動向も注視しながら、適宜対応を検討してまいります。

なお、教育委員会に本件にかかわる要請をする考えはございません。

○議 長

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

牧島議員のご質問にお答えをいたします。

7月22日の政府による安倍晋三元首相の国葬実施の閣議決定以降、国葬をめぐる報道各社の世論調査において賛否が割れる中、国葬の法的根拠や違憲性、費用負担などを論点として、研究者たちによる国葬中止のオンライン署名の呼びかけや反対運動、複数の市民団体による国葬に係る予算執行の差し止めなどを求める訴訟や仮処分の申し立て、また都道府県知事などの参列が想定される関係者への公費の支出の差し止めを求める住民監査請求なども各地で相次いでいる状況にあることは認識をしております。

岸田首相は、8月31日、関係省庁の幹部会合において、「国民一人一人に弔意を強制するものではなく、地方自治体や教育委員会などに対して弔意表明に協力するよう要望しない」と述べており、現在のところ、文部科学省並びに道教委からの弔意表明に関わる通知等もなく、学校に対して弔意の表明を強制する考えはございません。

以上でございます。

○議 長

再質問ございますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

先ほど申し述べたように、地方自治法にはまる範囲で質問をし、深めたいと思っているところです。

私もこの問題点で、どこまで言葉としての表現をするかというのは、非

常に悩みました。

私ども共産党も地方自治を担う議員がそれぞれいまして、そこでいろんな学習もするわけですが、この件についてもどう取り扱うのかという点で議論をしてきました。いろいろ知識を得ながらも、新聞や毎日の報道、いろんな角度からされています。そこらをもとにしなが、切り口としてどう考えるのかなど、自分自身も納得のいく見方、考え方ってどんなことなのかなど、自問自答をしながら、やっぱり私どもがこういう場でこの議題で議論をするということは、理事者も含めて教職員の皆さんお一人お一人もそれぞれに、いい、悪い、それぞれ考えようがありながらも、それぞれに出られるものだと思うのですね。

それが地方自治法をおさめていくお一人お一人が、やっぱりより高みを目指して自分の立ち位置を正確にしていくと、そういうことが大事なんだろうなと思っていました。

そう思っていて、今日の道新の記事を見ました。町長、それから教育長、記事、社説の方をご覧になりましたか。せっかくですから、コピーをしてきました。議長、これ、教育長にお渡ししてよろしいでしょうか。

○議長

許可します。

○7番（牧島良和君）

私もこれ読んで、道新、頑張って書いたなと思いました。

ひところ、安倍首相が首相であったころ、各界、新聞報道、それからテレビ各社、これらのトップといたら失礼だけど、それぞれの立ち位置の人を月1回ならず半年1回、一杯やっているわけですよ。それで、やっぱり書く内容を点検しないまでも、そういう時間を持って圧力をかけてきていると、それは実際あったわけですね。承知か承知でないかは別にして。

今回、北海道新聞は、東京新聞もそうなんでしょうけれども、連携の中でこうした会社としての社説を述べている。すごく中身の濃い社説だと思うのですね。

職員の皆さんも新聞を今日読んできた方、多いと思うんですが、町長、ご覧になるという、今赤字で線を引っ張ってありましたけれど、読まれてきていると。

僕、これね、すごいなと思ったの。これ、国論がいわゆる数字の上でも二分化されている中で、それぞれの自治体がどうとらえるかということだと思うんです。それでこの新聞には、国と道、道と各市町村、それぞれは個々のいわゆる人格というか、団体で、そこがしっかりと地方自治をおさめるために権限を有していて、その権限は1, 700人の町であろうが、一国の国であろうが対等なんだよと、議論をするときに。そういう位置をしっかりと持って物事を判断することが必要だと。

僕もこれ（一般質問通告書）を出すときには、多分、国旗掲揚の強要はしないだろうなと思いつつながらこの質問を起こしていますけれども、今の情

勢ではしないだろうなど見ながらいたのですが、まだ時間がありますからわかりませんが、個々の組織として対等なんだよということを、この社説は述べているんですよね。

だから、国がこうせいと言っても、自分は違うなと思ったら、首長さん、教育長さん、うちの町は国とはちょっと方向違うけれども、半旗掲げないよ、これもあるよということを書いているんですよね。

僕、ものすごく勇気づけられて、何枚かペーパーを用意していたんだけど、今日は私の質問のために道新さんが書いてくれたと思うぐらい後押ししてくれています、この質問。

それで、今言った、町長も教育長も強要しないということでもあります。今後、推移を見ながらという一文もありますけれども、そういう視点でここに書かれている自治体と国とのそれぞれがしっかりとした立場で執行していく、そのことが大事なんだと。それぐらい地方自治体というのは尊重されなければならないし、そういうものなんですよという書き方をしている。この書き方に対して、町長、理解されているから、その発言だと思うんですけども、改めてこの道新の記事の書かれようというのをどう思いますか。

○議 長

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

私も首長という立場がありまして、1個の自治体の首長というものもありますし、やはり北海道、市町村の中の一つという考えもございますので、それぞれの立場から、今回のこの件については考えさせられるところがあつた部分もありますので、ちょっとお話しさせていただきますが、私もこれを見て、私の疑問点が書かれた内容になっているなど、朝、見たものですから、こういう形になったんですけど、今回大きく四つの問題があるといろいろなマスコミでは流されております。

一つは、国葬を行うための法的根拠の問題、もう一つが予算決定のプロセスですね、予備費を充当するというところで。今16億6,000万円ということになっておりますけれども、その予算決定がどうなのかという部分も問題にされておりますし、特定政治家の国葬の実施の是非という部分も問題にされておりますし、もう一つが国民への影響ということで、内心の自由の問題が取り上げられておりまして、大きくはこの四つなのかなと考えております。

この四つの問題点を、道新さんのこの社説の中では、予算のことはちょっと出てきていないのかなと見ておりましたが、中身を読みますと、国葬は開催の法的根拠が不明確であり、弔意の強制につながるの批判も根強いという書き方をしております。これは1点目の弔意の強制につながるの批判も根強いという部分に対応しておりますし、国葬の開催の法的根拠の不明確さを指摘している部分です。

最後の国民への影響という部分ですけれど、これも今のところにありましたが、最後の方に半旗掲揚も道職員や道民への弔意強制につながるおそれがあるという言い方をしています。

それから、特定政治家の部分につきましては、評価は大きく分かれているという書き方もしておりますが、私、これを見まして思ったのが、不明確というか、はっきりしていない正当性ですとか、適正性とかが確かではない部分もあるんですけれど、これを読む限りは全て何か中途半端といいますか、あいまいな部分で論争になっているんだなというのが見え隠れしております。

そんな中で、果たして弔意を表明することが適切なのかということはずっと持っておりましたし、基本的にはそういうスタンスでいこうという考えでいるところです。

ただし、北海道の自治体の首長の一人として、どうしても、例えば町村会なりの考え方が今後示される可能性があるのか、大きな部分で何らかの動きなり考え方の表明がある可能性があるとするれば、どうしても最後の一言をつけ加えさせていただいたところでございます。よろしいでしょうか。

○議 長

再々質問ございますか。

○7番（牧島良和君）

ないです。

○議 長

それでは、2点目の質問ありますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

次に、町長にです。

樺戸台地線の舗装を求めるところであります。いかがお考えでしょうか。

町道樺戸台地線は、町道浦臼沢高台線交点から、町道黄臼沢線の交点の間、約1.2キロが舗装されておられません。農作物の日常管理、移送のため、また交通上の安全確保のために、この部分の舗装を強く求めるものであります。いかがお考えでしょうか。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

牧島議員の2点目、樺戸台地線の舗装についてのご質問にお答えいたします。

現在、町内の主要道路における未舗装区間につきましては、ご質問の町道樺戸台地線のほか町道山5号線の一部などが未舗装だと認識しております。

す。

ご質問の町道樺戸台地線でございますが、浦臼町の南北を13.5キロにわたり縦断する幹線道路でありまして、広域農道整備事業として平成10年から平成18年にかけて北海道が事業主体となり、2車線化や橋梁2橋の架け替えなど7.3キロを整備しております。

しかし、その後、北海道の財政悪化と整備方針の見直しにより、残りの区間は未整備となっているのが現状であります。

今回のご質問は、2車線化ではなく現状の道路幅員での舗装化と理解いたしますが、現状、町全域で舗装済路線を含めた整備を計画的に実施しており、損耗の度合いや民家の有無、交通量など優先度の高い路線から順次整備しているところでございます。

樺戸台地線の全線舗装化は必要なものと認識しておりますが、民家が張りついていない当区間の実施につきましても、どうしても優先度が低くなってしまふことをご理解いただきたいと思います。

引き続き、安全の確保に十分配慮した維持管理に努めながら、優先度を考慮しつつ、順次整備してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議 長

再質問ございますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

お答えは、やらないとは言わない、優先度を考慮してということであります。

町道もそのほとんどが舗装される。そして技術的にも本当に10年、20年、30年の中で非常に進歩したなと考えているところです。これは町職員の皆さんも、いろんな角度からその工法や、それから予算との兼ね合いを検討しながら、一つずつ作り上げてきたものだろうと思っております。そこで、お答えはお答えとして、時間がかかるということでありませぬ。

私は、町の産業、ワイナリーさんがそれぞれ圃場を持っていて、収穫物を移動させると。どんな形でというのはあるけれども、ジュラルミンの容器に収穫物をテントかけながらでしょうかね、搬出、搬送していると、そういう状況であったり、農作物の日常管理ですよね、ここで使用したりということが本当に多い樺戸台地線だと思います。

ご案内のように、残念ながら、浦臼沢線で2車線化は終わりました。

今の予算はいろんなものが必要とされる中で、最小限の工事と、それから受益者に対する前段言った目標達成のために、僕は早々にやってほしいと思うんです。

先般、町も町道管理、企業体にお願いをして進めているわけですが、砂

利寄せをすれば、表面的にはきれいになりますが、スピードを出さないまでもハンドルが取られます。

私も写真添付しましたがけれども、本当に二、三センチのビリを敷いた、あるいは材料を使ったとしても、非常に通りにくい、走りにくい。まして軽自動車とか、そういうようなものになると、重量物を積んでもお尻が流れるということがありますから、ぜひやってほしいと思うんです。

それで、各町内の道路工事でも表面のアスファルトとの混和をして、そして地盤固めをしてアスファルトをかける。これも黄白沢線の上り一部傾斜地があって、そこも災害とあわせて先輩議員の要請でもって一部分、坂道をアスファルトにしました。これなどもいまだにひび割れもしないで、しっかりと安定的な路面確保ができていますよね。ですから、全体として、技術者サイドの事細かなことは私もわからないけれども、そうした工法も含めて、本当は2車線と求めたいんですよ。

だけど、交差もできない狭い道路を今から舗装してどうするということもありましようけれども、通常の管理を適正化させるために、そういう工法もしくはほかの工法があったとして、研究していただいて、いろいろやりたくてもやれないところはあるわけけれども、やっていただきたいなくてもやれないのではなくて、そここのところの予算をうまく回していただいて、次年度の予算の中にぜひ組み入れてほしい。1. 2キロですよ皆さん、1回走ってみてください。

建設課の方だけでなく、職員の皆さんも日常のドライブであそこを通ってごらんくださいよ。景観も含めて少しゆったりとできるのではないかなと私は思うんですよ。そこが舗装になることによって、前段の目標が達成されるのではないかと思いますけれども、町長、いかがですか。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

おっしゃられることは十分理解するところですが、特に来年となりますと、既に予定を組んでいる事業もございますので、来年すぐにとすることは難しいかと考えております。全体の中で優先順位を組んで進めている事業でもありますので、今この場で来年は無理でも再来年にはという明確なご答弁はできかねます。ご理解いただきたいと思っております。

○議 長

再々質問ございますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

3回目ですから、今前段も話されたように、実質的な技術者の声もしっかり聞いて。めったに通らない、失礼だけれども、町職員の皆さんよりも日常通る人たち、隣接する人たち、そここのところの声を聞いて、ワイナリ

一も製品で名前は打ちながらも大事な産業として町も位置づけているわけだから、そうしたルートの確保という点からも、声を大きくして、担当課、よろしく願います。再度だめ押しです。

○議 長

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

お話は重々お伺いしました。検討させていただきます。どの道にも隣接者はいらっしゃると思いますので、すべての声を聞いて進めさせていただきたいと思います。

○議 長

それでは、3点目の質問ございますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

3点目、町長にお尋ねいたします。

コルゲートパイプの施工箇所の点検と対応策を求めると表題としております。

この秋、一時通行止めとなった中津沿岸線に使用されていたコルゲートパイプは、施工して40年、いや、もっとたっているかもしれないと地先の方々は言われていました。

こうした時間の経過から腐食が進み、私の考えるところですよ、周りの土砂が落下、表面が大きく陥没したものと思っています。

町内河川でのこの資材の使用箇所数とこれらの点検対応が今後必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議 長

答弁願います。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

牧島議員の3点目、コルゲートパイプの施工箇所の点検と対応策を求めるとご質問にお答えいたします。

現在使用されているコルゲートパイプは、大型車の交通量が比較的少ない河川や道路に使用されております。

使用箇所につきましては、6カ所での使用を確認しておりますが、浦臼町以外の事業主体である国や北海道による施工も考えられることや、敷設工事から相当の年数が経過している設備など、すべての使用箇所を把握できていないのが現状であります。

しかし、議員ご指摘のとおり、腐食などの経年劣化が考えられるため、使用箇所の特定に努め、状態を確認し、適切な維持管理を行うなど、安全性の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

再質問ございますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

私、質問書の下に写真を撮って掲載しました。これは松見川の国道付近の流域のコルゲートパイプの写真であります。これが写真にあるように、水が少ないからこの状態が見えるんですよね。水が多いと、この白く丸く見えるほぼ真ん中、これは砂防用の袋で、土砂を入れて、陥没した穴が空いたときに上から落とし込んで、それが少しずつ砂利が流れていって、その落とし込んだ穴を埋めた巾着袋が下にまで滑り落ちていったという状況がこの写真だ。現況を見たのだと思うんですけれども、相当数腐食した穴からその袋が露出しているということで、この箇所は上部を町民が通って、車も通る、人も通ると。

それで、下水管かな、そうしたものも敷設されていて、その周りは、その平均とする路面からすれば15センチ、場所によっては20センチぐらい、今現状は下がっています。これは私も正確にはつかみ切れませんが、3年、4年、5年ぐらいになるかもしれないですね、ごっそり穴が空いて、応急的にこれを処置したものであります。これのように現状なっているので、ここは今すぐやろう。当然だと思うので、そういう声になるのかと思います。すぐやろう、これ。町民が通るので。車も通るので。これ一例で、私どもの近いところを写し込んでいます。

それで、今説明にあった6カ所というのはどこなのだろうか。

それから、その現況写真、今渇水期でありますから、多分写真も撮れるような状況ではないかと思うけれども、そうしたデータとして確保していることと思うけれども、そこら辺はどうでしょうか。

今言ったのは、松見のこのところは私、今示しているから、もうすぐやりましょうと。

それから、6カ所についてどこどこでしょうか。現況の写真、現状をとらえているかどうか、そこをお聞きします。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

すいません、それほど緊急的に対処が必要な状況だという認識はございませんでしたので、すぐやろうという部分については、すぐにお答えできませんけれど、すぐ調べさせていただきます。まずは。

○議 長

上嶋課長。

○建設課長（上嶋俊文君）

ただいまのご質問の使用箇所6カ所、これが全部ではなく、また来年の春、草のない時期に確かめるような感じで、今計画しているんですけれど

も、現状6カ所把握しているところにつきましては、町道中央線の場所でございますと後藤宅の横断と申しますか、今回災害で崩れました中津沿岸線、それと牧島議員ご指摘の松見川。それと、かなり河川の上流部で人が入らないような場所になるんですけれども、晩生内川、札的内川、集治監沢線のかなり奥地の方で、コルゲートのパイプによる施工箇所があると認識しております。

ただ、すべてを把握できていないのが、申しわけございませんが現状でございますので、早々に調査して点検等を行ってまいりたいなど。現状の確認をまずしたいなと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長

再々質問ございますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

今、交通量がどうかということもあってのことで、それぞれ後段の3線についてはまだ私自身も見えていないのでわかりませんが、今言われるように今がいいのか、春がいいのか、技術者サイドでの検討をしながら、データの早い時期の確保に努めてもらいたいと思います。

それで、松見川もそうだけれども、水が少ないのでこういうあらわになっているわけで、これも応急的に当時やるよということでやったんですよね。だけどやっぱりなかなか手がつかない。

ですから、今回の中津沿岸線がこうしたことで、私もあそこ何回も行ってみました。

地先の鎌田さんが、ユンボを持ってきて、水が流れやすいように、そしてポンプが吸いやすいように、自分のユンボを持って行って、そして周りの雑草、水道を確保しているところも見てきました。

地先の人で、据えつけてもらったけれども、許可を得ながら運転して、秋に備えて水はけをよくしようと、そういう日常の努力もおさえられているとは思いますが、そういうこともしながら、いざ事故となると、今年は天気で水が少ないから、ある程度乾いてきているところだけれども、そういう対策、対応は早急に求められるわけですね。

そこに行政が一刻も早く時間を空けず、事業展開もしくは地権者の声も聞いて、そして次の事業展開につなげていくと、それが町民に寄り添う仕事だろうと私は思うんですね。

そういう意味で、今、展開も調査もし、進めていくということでありますので、ぜひお願いをしたいと。

それで、私も今見る限り、後藤さんと言われましたけれども、場所としてはわかりますけれども、状況は私は把握しておりません。

日常的に水が流れているということではないので、これほどの傷みようではないかなとは考えるところですが、ぜひ、この松見川、国道付近、これ

は今も土砂が来ればまた下がっていきますから、緊急的に対策、対応をして、安全の確保に努めると、そういう視点で臨んでもらえますね。お答えをお願いして。

○議 長

答弁、お願いいたします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

安全第一ですから、そういう考え方で、まずは調査から入らせていただきたいと思います。

○議 長

ここで、休憩といたします。

15時20分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時20分

○議 長

それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

発言順位7番、柴田典男議員。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

令和4年第3回定例会におきまして、私の方から、今回、町長に2点ほど質問させていただきます。1点目から始めさせていただきます。

人口減少対策と福祉の取り組みについて。

少子高齢化対策と人口減少対策は最大の課題であります。安全・安心で笑いのある生活をすべての町民が求めています。町の取り組みについて、今回次の4点を町長に伺います。

一つ目として、本町の人口減少が進んでいます。少しでも減少を和らげるために、町長は町としてどのような政策、取り組みが必要と考えるか。

二つ目として、高齢化が進んでいます。町の福祉行政の重要性はさらに増していきます。

社会福祉協議会は、独立した社会福祉法人であり、町の福祉の両軸を支えるものであると考えます。町行政における福祉課と社協との福祉政策における連携協議、政策協議はどのように体制されていますか。

3番目として、新規就農対策は人口減少対策として一つの政策であります。婚活を含め今後どのように考え進めていくのかお伺いします。

4番目として、北竜町の新規就農、農業体験への支援政策は、非常に参考になるものであります。同様な政策を本町で取り入れるべきと考えますが、いかがですか。

以上、伺います。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

1点目の少しでも減少を和らげるために町としてどのような政策、取り組みが必要と考えるかについてですが、基本的な考え方は、前回の定例会において野崎議員のご質問への答弁と重なる部分がありますが、少子高齢化の進行、生産年齢人口の減少、都市と地方との格差拡大など、さまざまな問題が生じ、人々の価値観やライフスタイルの変化など、社会情勢の変化に伴い、その影響は特に地方において恒常的な人口減少という事態を招いているものと認識しています。

かつて、切り札とされた大口の企業誘致が現実的に難しい現状において、地域と密着した就業機会、職住一体を基本とした着実な取り組みが、時間はかかりますが定住につながる取り組みと考えています。

後段でのご質問でお答えいたしますが、そのための取り組みとして、新規就農者対策を重点事業に据え、人口施策としてばかりではなく、農業振興、農地対策として推進してまいります。

また、本年4月より札幌市立大学により歴史的建造物の調査を行っていただいています。

これら調査対象となった古民家を含む空き家を活用し、商業利用を前提とした情報提供や支援策、誘致の方策について検討してまいります。

子育て世代や高齢者をはじめ、さまざまな世代に対する制度的な支援策は、他市町村に比べても決して引けを取らないレベルにあると考えていますが、どの自治体も支援内容の平均化、標準化が進み、特徴が見えづらくなってきているのも事実です。

支援策が即移住に直結するものではありませんが、移住を促す基礎的な要件となるよう見直しを進めてまいります。

2点目の社会福祉協議会との連携についてお答えいたします。

平成11年に保健センターを開設して以来、福祉課と社会福祉協議会がワンフロアで業務を展開しているのは御存じのことと思います。

相談者が来所された場合、課題の情報共有が迅速にでき、保健、介護、障がい、社協、それぞれの事業への紹介や手続をタイムリーに行うことができ、可能となっております。

このように素早く課題に対処できることは、現体制が持つ強みと言えるのではないかと考えています。

今年度、社協に委託している事業は、生活支援体制整備事業、高齢者生活支援事業、福祉バス事業でございます。

町では、月に1回、保健、医療、福祉の関係者を招集し開催している個別ケース検討会議を実施するほか、地域ケア会議を年数回実施し、生活支援体制整備事業における協議会会議などで提案された課題や、介護保険や

障がい福祉の法定外サービスの内容充実を協議し、解決策の検討や町への提言を行うなど、福祉全般にわたり、社協と連携を密にしているところがございます。

3点目の新規就農対策についてですが、新規就農対策は先ほど申し上げましたとおり、重要な人口減少対策であると考えているところがございます。

現在、新規就農対策を具体化に向けて検討しているところがございますが、内容といたしましては、当町の持続可能な営農モデルの作成や指導者の確保、支援体制、受け入れ体制などの整備でございます。

今後も先進地の視察を行い、浦臼営農対策協議会など関係機関と協議を進め、来年度中には新規就農対策の全体施策をお示ししたいと考えております。

なお、婚活につきましては、今後もJAピンネ青年部浦臼支部が行っております婚活活動支援事業に浦臼町中山間地域連絡協議会を通じて引き続き支援を行ってまいります。

4点目の北竜町の新規就農対策及び農業体験への支援政策につきましては、本町としても参考となる先進的な取り組みをされていると認識しておりますので、今後コンタクトをとり、担当者を視察に行かせたいと思っております。

以上です。

○議 長

再質問ございますか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

今回、質問の内容が高齢者と新規就農対策ということで、ちょっと違うのではないかという点もあろうかと思えますけれど、実はこれが、私は2025年問題という、いわゆる戦後の世代が大幅に増えるということですので。と同時に、今農業の生産者の年齢もぐっと上がっています。私も年齢的に高い方ですけど。

では、私の農地を誰がやるんだということが、前回も私、このお話をしたと思うんですけど、絶対に町というのは新規就農対策をしなければいけないというのは、私は10年前から言っている。

当初、平取町を例に出してお話ししたはずですが、今、平取町は毎年3人が順番待ちで入ります。日高ですから、胆振も新規就農に対する取り組みについては先進地と言っていると思います。

追分町では、メロン農家が毎年入っています。

静内町では、ピーマン農家が新規就農で入っています。静内町では今、馬の生産者が高齢化になってきて、牧草地が余るところに町が補助を出してハウスを建てて、ピーマンで新規就農に入る方が実際にいらっしゃいます。今どこの町もそう進めています。

今回、なぜ私が北竜町を例に出してきたかといいますと、今までここは進んでいるよ、ここはいいよと言ってきたら、どうも先進地過ぎるのかな、進み過ぎているのかな、これでは追いつかない。

では、先月の人口比、空知管内でいつも浦臼町、現在1,660人前後だと思うんですけども、空知振興局の中で下の人口で行き来している北竜町。いつも浦臼町が一番下か、北竜町が一番下かだったんです。

では、一体北竜町って、こういう人口対策だったり高齢福祉に対して、同じ町の姿でどういう内容をしているのかな、どういう業種なのかなというところに興味を持って、ちょっと調べさせていただきました。そこから始まりました。大変、どういのでしょうか、頑張っている。

先日、北竜町町政130周年記念式典をやりましたね。あの元気って、今のコロナ禍で制限されている中でやれるって、結構いいと思いませんか。やっぱり町長の熱意は町民に伝わって、よし、今回やろうよということになったんだと思いますよ。そうしたら、町長の町に対する熱意ってどういうところから違うんですかということになってきますよね。そこなんです。そこで私は今回北竜町を出したんです。北竜町の内容については一切書かなかった。北竜町を参考にしませんかしか、僕、書かなかったの。

なぜか。そうになったら、担当、調べなければいけないでしょう。町長も絶対ページ見たと思いますよ。そこなんです。絶対この書き方をすれば見なければいけないですからね、質問を答えるのに。それでこういう書き方をさせていただきました。多分、担当は行ってくれるだろう。北竜町までね。どうですか、どんなことをやっているんですかと聞きに行ってくれるだろうと思ったんですけど、これから行きますよという答弁なので、それはそれでいいです。

一つ参考にしてほしいことがあったので、婚活も含めて質問に入れてあるんですけども、農業体験者研修です。これ北竜町のパンフレットなんですけど、農業を始めませんかというパンフレット。今度行ったら。今まで31名の方が体験で来ています。全員女性です。それも18歳から40歳までに制限されています。今まで、そのうち7組、農家にお嫁さんに入りました。すごいと思いませんか。それを聞いてきてほしいわけですよ。どうしてそういうことができるんでしょうかという町の就農への取り組みです。北竜町のやっていることなんですから、僕らと同じ町の規模ですから、自分たちもやろうと思えばできるわけですよ。

女性が最高3人なんです。年間入るのが。3人が4月から10月までの期間限定で共同生活をします。それは町が建物を建てています。共同生活用の。女性用ですから1部屋、1部屋は必ずあるはずですよ。それで、日当も出します。町が7,200円です。それで農家へ来させるのです。一つの農家に2週間。次の農家に2週間。その間に独身を挟む。いきなり最初から独身、独身とやったら、ちょっとやりづららしいんです。時々独身

を挟む。そうやっているうちに意気投合して、今まで7組が花嫁として入った。それもすごいですよ。北は宮崎、和歌山、大阪、千葉とか、全国です。

なぜ、全国に募集できるのか。農業人フェアってやってますよね。それはもう御存じだと思う。大阪でやって、東京都でやって、札幌市でやっています。これに必ず行っている。そして、ブースを設けて、18歳から40歳までの女性だけを案内するんです。そういうことをやっている。でも、そればかりやると偏見の目で見られる場合があるので、新規就農も並べてやっています。それは表にあまり出していませんけれどね。

それで、しっかりそういうきっかけがあるものですから、新規就農も来るんです。去年、今年とスイカ農家だけで1人ずつ増えている。

10年前から、新規就農をやったらどうですかとさんざんやってきて、はっきり言って、申しわけないですけど、何も進んでいない。何もやっていない。今やります、示しますと言っていますけれど、さて、どうでしょう。10年前から言っていて、だって、検討しますしか言わない。既に実践しているところを何とか教えなければいけないと思うから、自分らもこうやって北竜町へ行って勉強してくるわけですよ。

町長の公約、集い、語らい、支え合い。とにかく話を聞こうという姿勢を私は見せるんですというの、たしか公約の中にありました。

北竜町の町長も、農業に対する理解が結構あるらしい。年間生産部会の総会があると、必ず出席する。そして、各産地の品目ごとの農家と対話をしながら、この品目はどうなのという情報をちゃんと聞く。そうやって農家人と交流をしている。

だから、例えば今ハウスの問題でお聞きしたのは、高齢化になって、ハウスは古くなってしまった。古くなったからもうやめて、おれも年だからやめてしまおう。それをやってしまうと、メロンの総体的な維持ができない。これは何とかしなければいけないとあって、町がハウスの建て替え補助出すからメロンを続けてくださいよ、というのが今の現状です。8割補助だそうです。

だから、では、再質問、何なんだということになるんですけど、それだけ私も北竜町の情報を、今、大分流しました。町の取り組みとして、やる気は出してくれると思うんです。いわゆる担当部課にやれよと。構想を練れよばかりではなくて、自らが外へ自分で足を運んで、情報を得るという姿勢をぜひとも私も見たいんですけど、町長、どうですか。

○議 長

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

10年前から新規就農者を訴え続けてきたということで、確かに私も立場は違いましたけれど、聞いていたところです。なぜかといいますか、事情はわかりませんが、なかなか新規就農者という取り組みに着手して

こなかったのがこれまでだったかと思っております。

今回、私も2年半経過いたしましたけれど、新規就農者、先ほども申し上げましたように、人口対策の一つとしても有効な施策であるという考えを持っており、今回のにんにくへの取り組みも含め、何とか新規就農者を取り込める体制に持っていきたいということで、今担当と一緒にやっているところでございます。

ただ、外に出てという部分で言われますと、先ほどのお話でしたら、部会の集まりにという意味合いなのかとは思いますが、それは一つの言いわけですが、町単独のものではないということもありまして、足を運ぶというところまで行っていなかったのが現状です。

若い世代には例年お集まりいただきまして、いろいろなご意見をいただきながら、施策といいますか、制度の参考にはさせていただいてきた経過はございますが、それも年に1度ぐらいですから、数多くということにはなっていないのが現状です。

どういう形がいいのか、新十津川町さんで行われている部会に行くのいいのか、ちょっとわからない。浦臼町は浦臼町単独で開かれているものなのかどうかもわかりませんが、そのあたりも含めて、農家さんの声を聞くような行動を取っていきたいと思います。

○ 議 長

再々質問はございますか。

柴田議員。

○ 3 番（柴田典男君）

特に、農業に限ったことではないんです。結局、その部会があって、人がいっぱいいるからそこへ行って話を聞くばかりではないんです。一步出て、結局、畦の上でもいいんです。今そこに人がいたら、今どんな状況なのかという、そういう普段の町民との対話を増やしていきましょうよということですよ。

先日、晩生内の祭りに参加していただいてありがとうございます。あれです。やっぱりあれで来てもらって、周りのみんなはうれしいんです。町長、来てくれた。周りには気をつけなければいけないですけどね、今の現状ですからね。でも、それで政策的なものを打つとかではなくて、こうやって顔出して、みんなが何をやっているんだろうというのを、もうちょっと把握しましょうよということですよ。

だから、福祉がどうのということを最初に質問したのは、さっきも言ったとおり、本当に高齢化になっているのが目に見えてきている。町も高齢福祉に対して、サービスしなければいけないけれども、人口は減ってきて、それに対応しなければいけない人数というのはだんだん減ってきてまいりますよね。

であるならば、ボランティアの世界も、結局、これから何とかお願いしなければという世界が来るのではないですかというのがあります。だか

ら、そこら辺で日頃から町長も社会福祉協議会のそういうボランティアも含めた活動に対して、どのような感想をお持ちなのかをお聞きします。

○議 長

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

どういのお答えがいいのかわかりませんが、恒常的に行われている部分で言わせていただければ、寄り道サロンに週3日、ボランティアの方が付いて、5時間ほど町民の方の対応をされているというのは拝見させていただいております。

コロナ以前であれば、もう少しボランティアの方と接するといえますか、活動されているところにお邪魔する機会もあったと思うんですけど、最近、イベントなり行事自体が少ないものですから、なかなかボランティアの方と接する機会が多くなかったのが現状です。お話を聞いておりますと、ボランティア自体も高年齢化が進んでいるということで、どの団体組織にも言えることなんですが、新しい方が入ってこないというのが現状で、社協さんでもボランティアの確保ということでは大変ご苦労されているのではないかと考えております。

強制してやるものでもありませんので、すぐに増やすということにはならないと思いますが、今後とも地道な活動といえますか、声かけを行っていただいて、何とか人員の確保を、ぜひお願いしたいと考えています。

○議 長

それでは、2点目の質問ございますか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

それでは、2点目の質問をさせていただきます。

建設計画の多世代交流施設について。

一つ目として、今までも説明は受けてきたわけではありますけれども、改めて伺います。具体的にどのような運用、活用を考えているのですか。

二つ目として、指定管理者についてはどのように考えているのですか。

以上、伺います。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

柴田議員の2点目、建設計画の多世代交流施設についてお答えいたします。

一つ目の具体的な運用、活用についてでございますが、改めてのご説明になりますが、多くの世代が自由に集うことができ、町民が孤立することがないように交流の場を提供することができる施設になるようにと考えております。

具体的には、さまざまなサークルなどが気軽に活動できる集会室や会議室、また乳幼児から高齢者まで世代を問わない方々が集い、安らぐことができる多目的ホール、みどり学園生などからの要望を実現するためのカラオケ設備、新たに運行開始となる新公共交通のバス待合所などの機能を持たせる考えでございます。

二つ目の指定管理者につきましては、公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定に基づきまして公募を行います。

先のご質問にお答えしましたとおり、町の提示した条件を満たした応募内容となっていることに加え、施設運営に対する意欲や、より効果的、有効に活用していくための提案等も含め、総合的に審査し選定していくことになります。

以上です。

○ 議 長

再質問ございますか。

柴田議員。

○ 3 番（柴田典男君）

今日は交流センターの関係で、自分は3人目の質問なものですから、正直やりにくいですが。ただ、最後に漏れないように質問しなければいけないものですから、違う方に質問行くかもしれませんけれど、それは許してください。

今回、多世代交流施設を作ることによって、そこに指定管理を入れなければならないとなった場合に、候補として上がるのは、一般に考えて、私どもの考えでは社会福祉協議会と考えていました。

ただ、今回、大変町長に対して残念に思うことがあります。これが終わった後の補正予算の中で、病院建設に関する調査費用を計上していますよね。

先ほど協議会の中で、私は言いました。何で9月なんですかと。これは町長の執行方針の中に含めるような大事な案件なのではないでしょうか。であるならば、3月の第1回定例会に、いわゆる調査費用を私は何年度に建てたいのだから、3月の段階で示してくるのが普通だと思います。それが理事者だと思います。今年の3月に町長が示したのは、多世代交流センターを駅前に建てたいんだけど、その調査、実施設計のための予算計上を3月に上げてきた。

もし、あのときに病院建設と多世代交流センターを同時に私たちに示したならば、私はですよ、ほかの議員の方はわかりませんが、そんな計画があるのであれば、今交流センターを建てようとしている場所に病院を建てたらどうですかと言うと思うんです。そうすれば、医療に差し支えない場所に建つわけですから、いわゆる工事の音は入らない方が、多少は入るでしょうが、その方が思った建設の設計ができるのではないですか。周りが空き地なんですから。

今日、協議会で説明を受けましたけれど、病院の前の車庫から駐車場に向けて、今の建物に沿う形で建てていくんですという説明を受けました。そうしたら、病院業務は毎日続けているわけでしょう。その横で患者さんが出入りするのにもその前で工事しようということでしょう。だから、3月の段階で同様の説明を受けたら、私はそこに交流センターではなくて病院と言いますね。

それで、病院は耐震設備は申し分ないという話を聞いています。申し分ないという表現はおかしいね。問題ない。耐震について。であるならば、あれだけの部屋数あるわけですから、そこに商工会事務所でも入るでしょう。社会福祉協議会も入るでしょう。それで、交流センターという形でリフォームすればいいわけです、一部をね。カラオケルームの防音設備もできます。それから、預かっている絵画の保管庫だって、冷蔵施設を作って加工できるわけでしょう。全部網羅しちゃうじゃないですか、やりたいこと。

多分、言うことは聞いてくれないと思うので、今の形で進めるのだらうと思いますけれども、わかりません。

もう一回、検討してみてください。考えてみてください。それはいいことではないですかと思いませんか。

今回、社協に限って絞った形で質問をします。

私たちは、町民の希望にこたえるように理事者に質問するのが仕事だと思っています。ですから、今回社協を中心とした質問をさせていただきます。

本町の場合、同じところに保健福祉をする福祉課と介護福祉をする社会福祉協議会がワンフロアで同席しているのが本町の実態です。

では、ほかの町はどうなのか、調べてみました。ほかの町でワンフロアで一緒にやっているところはありません。中空知。

思っただけでもわかると思うんですよ。奈井江町、駅前の町民文化ホールですよ。それから新十津川町、改善センターですね。それから雨竜町、雨竜町公民館です。それから月形町、月形町交流センターつき・あえーるという施設に入っています。

上砂川町だけ、今回、庁舎建て替えしましたでしょう。だからだと思うんですけど、一応、役場庁舎内ということにはなっていますけれどもね。

歌志内市は、歌志内市社会福祉協議会、専門に入る公共施設に入っているようですね。

あと、市の関係でもそういうところないんですよ、全部独立してやっています。

社会福祉協議会、独立した社会福祉団体ですから、決して一緒にいなければいけないということにはならないと思います。

だから、先ほど、どんな連携があるんですかと聞いたのがあるんです。

どうとらえているのかなというのがあったものですから聞きました。

今回、何が問題になっているのかというところをストレートで聞きます。いいですか。

先日、8日の日に、社会福祉協議会は7日に理事会をやりました。8日に要望書を出しました。町長のところに要望書が届きましたよね。

要望書の内容は何か。建設予定施設への事務所移転、施設における多世代交流事業での中心的役割を担うこと、施設での機能的運用についての事前意見交換、これはいわゆる多世代交流センターが建つと断定して、私どもが指定管理で入りたいということをおいて町長に要望書として理事会を通して出しました。町長は受け取ったと思います。

なぜ、今回こうやって、今日3人も似たような質問をしたのかな。そこに一つストレートで言います。商工会に対して、指定管理として入りませんかという打診を7月にしていますね。何が問題なのかというと、当然、入る団体というのは社協が考えられるわけですね、その時点で。商工会も入るかもしれません。でも、商工会一つしか対象として考えられないというのはおかしいですよ。やっぱりそこに社協も対象として入れるかもしれないねということにはなると思います。なぜ、その段階で商工会にだけ打診をして、社協の方に打診をしなかったのか、それを後で一つ質問として伺います。

今回、要望書は7日の理事会を通過していますから、全員一致という条件であります。それは確認しました。全員一致、全員が挙手で賛成してくれたということを確認しました。では、理事者の中にはどなたがいらっしゃいますかといったら、うちの議会も静川議員が理事として選任されています。副長も理事として入っていますね。商工会の役員さんも入っています。理事として。あと一般の方が三、四人入っていると思います。全会一致で賛成しましたということならば、副長、商工会に打診していますよね、7月に。片一方、今度こういうもの建つんだけど、どうですか、商工会、指定管理として入りませんか。商工会はやっぱり相談しなければいけないので相談した中で、先ほどもあったとおり、町長が公募しますということですから、公募で手を挙げるという組織判定をしていると思います。

ですけれど、その段階で、なぜ社協に相談しなかった。対象者っていうのであれば、一方だけに声をかけるのはおかしいですよ。やはり、その対象となり得る団体に対しては、全てに対して公平に声をかけなければだめなのではないですか、違いますか。

副長に質問します。今回、私はそのように打診したと聞いております。否定するなら否定してもいいです。してませんと言うなら、否定しないと言っても結構です。でも、今回、社会福祉協議会の理事会の中で賛成しました、ということは、指定管理として社会福祉協議会が入るべきだという判断を副長は持っているかと判断したんですけれど、いいですか。

○議 長

石原副町長。

○副町長（石原正伸君）

ただいまの質問にお答えいたします。

柴田議員がおっしゃるとおり、9月7日、理事会に確かに議案として上げられてございます。私も挙手で賛成してございます。というのは、社協さんからこの詳しい話につきましては、9月2日、この要望書を小野会長が私のところに、私は理事を務めているものですから、電話でアポをとって来られて、お話をさせていただきました。そのときには、どういう内容かというのはわからなかったんですけれども、この要望書を持って来られて、実は7日の理事会にこういうのを上げようと思っているというお話がございました。

その中で、私は何点か確認をさせていただいてございます。先ほどおっしゃった3点の要望事項のうち、まず一つ目は事務所の移転ということですので。これにつきましては、指定管理者につきましては、条例、規則に沿った形で公募をしてということで町のルールを説明させていただきました。現状のワンフロアでやっている体制で何か不具合があるんですかということはお聞きしました。改善すべきところがあるのであれば、それは聞いておかなければならないという部分で、事務所を移転したいという理由を、私は理解しなければならないと思いましたので、それをお聞きしました。そのときに、特に不自由はないんですけども、ボランティア活動ですとか、新しい施設で展開するときに職員が行き来する手間があるだろうと、近くにいた方が管理もしやすいし、運営もしやすいからというお答えと、もう一つはボランティアさんがオープンスペースではなく、打ち合わせだとか、そういったものをするスペースが欲しいんだということもおっしゃっていました。

現状の保健センターといいますか、あの事務室の中で打ち合わせをするという部分でちょっと使いづらいところがあるんだよなという話がありましたので、ほかの会議室とかもありますけれども、いろいろと事業との調整もあるので、そういう部分では使いづらいのかなということで、一応ご意見を伺ってございます。

あと、2点目の多世代交流施設の中心的な役割という部分につきましては、現状、社会福祉協議会で寄り道サロンとか高齢者に対して事業展開していただいていますので、そういう部分では新しい施設でしっかりと継続して続けていけるようなものでお願いしたいと思っておりますので、それもお伝えしました。そういう意味では、高齢者福祉ですとか、またほかの部分での事業展開も含めて、有効に活用していただきたいということはお伝えしました。

3点目、事前の意見交換ということで、機能的運用についての事前意見交換をしてほしいと。要は施設を運用する上で使いやすい施設にしてい

たいので、ある程度その概要が見えた段階でいろいろと情報提供してほしいということで伺いましたので、わかりましたと。

当然そういうことで、この3点については私も理解をさせてもらっていますので、そういった経過があって、理事会につきましては、理事としてこれを反対する意味がないといえますか、挙げることに対しては全く反対ではなかったものですから、それはよろしいですよということで挙手をさせていただきました。

一つだけ確認というか、同席した理事の方に誤解を招かないように、1点だけ補足で説明させていただいたのが、指定管理のルールについてはその場で説明させていただきました。社会福祉協議会さんとして希望したとしても、いろいろルールがあつての話なので、それに沿った形で進めていくという内容だけは皆さんにご承知いただきたいということで説明をしましたがけれども、決して社協さんが将来の指定管理者になるという部分に対して、私がどうこうという話をしたわけではないというところでご理解いただきたいと思います。間違いなく、話は聞いてございます。協議もしてございます。

以上です。

○議 長

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

柴田議員の質問の中にもありましたけれど、他市町村、中空知管内の社協の入っている施設についてのお話がありまして、上砂川町だけは役場の中に入っているというお話もありました。それと今回のお話がどう関係してくるのかがわかりませんが、反問するわけではありませんけれど、もしお答えいただければ、後ほどお答えいただきたいと思います。一緒だからだめだ、離れているからいいとかという、そういう意味合いで言われたことではないということではよろしいのでしょうか。

私たちの町は平成11年から保健センターの中にもともと社協さんが入るスペースを確保した上で建設してきたという経過がございますので、そういう確保された場所があるのに、新たな場所という考えにはなかなか至らなかったのは事実でございます。

ただ、その後、小野会長の方からもこういうことをしていきたいんだという、本当に熱い思いをお聞きさせていただいておりますので、カットするという考え方は今は持っておりません。先ほどから他の方のご質問にもお答えさせていただいておりますが、町として望む機能なり体制、さらには新たな取り組みといえますか、活性化への方策をお示ししていただいた中で、フラットな中で今後は検討させていただきたいと思います。

ですから、そのとき声をかけなかったのは、施設としては確保されているという思いがあったのは事実です。

○議 長

再々質問ございますか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

例えば、町長と副長が今似たような理事者としての立場でいらっしゃる。それぞれ壁を挟んで個人の部屋にいらっしゃいますよね。副長、町長の横に机並べて一緒にやれといったらやりづらくありませんか。

でも、結局、我々は福祉の人方にこれから世話にならなければいけないんですよ。そうしたら、福祉の人たちも気持ち良くというのでしょうか、ストレスない状況の中で、やっぱり介護の世界でいくということは、相手に対して気持ち良く接しなければいけないので、ストレスがあってはいけない。そうしたら、やっぱり仕事の環境として整えられた場所を提供してあげた方がいいのではないですかというのが私の考えです。

ですから、今回、公募ですよ。指定管理については条例の中で公募というのは決まっているからやらなければいけないんですけど、その下の条文は、特例としてという条文がありますよね。いわゆる公募しない。ありますよね。

だから、団体が二つ以上になった場合は10名までの選考委員で検討しなければいけない。町長が学識経験者と役場の職員で10名を選んで選考委員会をしなければいけないとなっているはずですよ。いわゆる公募という形をとったら、そういう形になると思いますので、今回公募で募集した場合は、社協も例えば商工会もそれに対して対応すると仮定したらですよ。

先日、6月に見せていただいた設計図は、事務所、3人ぐらいしか座れない椅子でしたね。その後ろに、確かキッズルームがあって、図書があって、そんなに事務所を置けるようなスペースはなかったと思いますね。

では、今日、誰かの質問に答えましたよね。公募はいつするんだ。来年の春からということをお返事しませんでしたか。公募はいつするんだという質問に。野崎議員の質問かな。

来年の3月に建設予算、もし上げるとするのには、公募が後で、だってどちらの団体も結構な人数いらっしゃいますよ。そのままその中に入ろうとしたら、あのままの設計図では絶対無理なわけだから、それなりの設計を変えなければいけないと思うんですけど、その対応はどうなっているんですか。最後にお聞きします。

○議長

答弁をお願いします。

石原副町長。

○副町長（石原正伸君）

ただいまのご質問にお答えします。

柴田議員が見ていただいた資料というのは、恐らく職員間の中で協議したものだと思いますけれども、一応想定としては五、六名の職員の方が張りつけるような規模の事務所スペースを想定してございますので、極端に

職員数が増えれば、ちょっと手狭になるかというところはございますけれども、あの施設を管理するのに最低限必要な人数として、五、六名を想定してございます。

以上です。

○議 長

これをもって、一般質問を終わります。

◎日程第6 議案第27号

○議 長

それでは、日程第6、議案第27号 令和4年度浦臼町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早坂主幹。

○総務課主幹（早坂隆広君）

議案第27号 令和4年度浦臼町一般会計補正予算（第3号）。

令和4年度浦臼町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,107万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億7,943万2,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債の補正」による。

令和4年9月13日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

はじめ、第2表、地方債の補正についてご説明いたします。7ページをお開きください。

1、変更でございます。起債の目的、多世代交流施設等建設事業、限度額1,640万円を3,910万円に変更するものでございます。支障物件調査業務委託及び用地取得に係る事業費を追加するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきまして変更はございません。

次に、起債の目的、雪寒機械購入事業、限度額3,580万円を3,980万円に変更するものでございます。予定しております補助金が予算額を下回る可能性があるため変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきまして変更はございません。

続きまして、歳入歳出予算の補正につきまして、まず歳出予算よりご説明申し上げます。10ページをお開きください。

2款総務費、1項7目生活交通対策費、補正額22万3,000円の追

加でございます。10月より運行いたします町営バス浦臼滝川線に係る計上でございます。12節委託料におきましては、運行ダイヤ確定に伴う契約変更に係る委託料を追加するものでございます。13節使用料及び賃借料におきましては、バス停供用使用料などに要する所要額を計上するものでございます。

9目地方創生事業費、補正額117万6,000円の追加でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、エゾシカ肉の消費拡大を図ることを目的に、浦臼町ジビエ処理加工センターで処理されましたエゾシカ肉などの購入費の一部に対する補助金を追加計上するものでございます。

4項1目戸籍住民基本台帳費、補正額252万1,000円の追加でございます。マイナンバーカード普及促進の目的に計上するものでございます。7節報償費におきましては、マイナポイント申請対象とはならない10月以降のマイナンバーカード申込者に対しまして商品券を交付するものでございます。申し込み見込み者数は800人でございます。財源につきましては、マイナンバーカード交付事務費補助金を活用予定であり、補助金の交付決定を受け次第、財源更正を予定してございます。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、補正額336万円の追加でございます。19節扶助費におきまして、原油価格等の高騰により光熱費などの支出増の影響を受けている高齢者非課税世帯などに対しまして、1世帯あたり1万2,000円を給付するものであります。対象見込み世帯は280世帯であります。財源につきましては高齢者世帯等生活支援事業費補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものであります。

5目障害者福祉費、補正額274万7,000円の追加でございます。22節償還金利子及び割引料におきまして、障害児入所給付費など令和3年度の各種障害者医療費の減少に伴い、令和3年度受け入れ済みの国、または道負担金の一部について、確定額に合わせて歳出予算よりそれぞれ返還するものでございます。

4款衛生費、2項3目最終処分場管理費、補正額8万1,000円の追加でございます。17節備品購入費におきまして、調整器から原水をくみ上げるためのポンプを更新するために計上するものでございます。

3項1目診療所費、補正額234万1,000円の追加でございます。1節報酬及び12節委託料におきまして、町立診療所建替に関する検討委員会委員の報酬、並びに基本計画策定に要する委託料を計上するものでございます。検討委員会につきましては、3回の開催を見込んでおります。

12ページをお開きください。

5款農林水産業費、1項10目多面的機能支払交付金事業費、補正額2万4,000円の追加でございます。鶴沼地域及び浦臼中央地域における面積変更に伴い、過年度において受け入れ済みの国及び道負担分の一部に

ついて、歳出予算よりそれぞれ返還するものでございます。

1 1 目ジビエ処理加工センター管理運営費、補正額 2 0 9 万 1 , 0 0 0 円の追加でございます。1 2 節委託料におきまして、ジビエ処理加工センター減量化施設において、減量化処理した残渣を産業廃棄物として処理しておりますが、予算の不足が見込まれることから追加計上するものでございます。

6 款商工費、1 項 2 目観光費、補正額 6 2 2 万 1 , 0 0 0 円の追加でございます。1 2 節委託料におきまして、原油価格等高騰などの要因により自然休養村センターの管理運営に著しい影響があるため、所要の指定管理料を追加計上するものでございます。1 4 節工事請負費におきましては、自然休養村センターの厨房換気扇及び給水配管などに係る改修費を計上するものでございます。

7 款土木費、1 項 2 目道路維持費、補正額 2 , 0 0 0 万円の減でございます。1 4 節工事請負費におきまして、宮下線道路舗装工事につきまして、当該工事に係る予算を減額するものでございます。

3 目橋梁維持費、補正額 9 0 万円の追加でございます。1 2 節委託料におきまして、千代久橋補修工事に伴い、含有されております低濃度 P C B の処分費用を計上するものでございます。財源につきましては、道路メンテナンス補助を活用する予定となっており、補助金の補助決定を受け次第、財源更正を予定してございます。

2 項 2 目河川維持費、補正額 1 2 万円の追加でございます。2 1 節補償補填及び賠償金におきまして、支浦白内川護岸改修工事に係る地力回復補償費といたしまして計上するものでございます。補償面積は約 3 , 0 0 0 平方メートルでございます。

3 項 1 目住宅管理費、補正額 2 5 0 万円の追加でございます。1 0 節需用費におきまして、公営住宅及び特定公共賃貸住宅の入退去における修繕につきまして、予算不足が見込まれることから所要額を追加計上するものでございます。

1 4 ページをお開きください。

9 款教育費、3 項中学校費、1 目学校管理教育振興費、補正額 9 万 9 , 0 0 0 円の追加でございます。1 7 節備品購入費におきまして、消防設備点検により中学校に設置しております消火器 1 2 本を更新するものでございます。

5 項 2 目保健体育施設費、補正額 1 0 0 万円の追加でございます。1 0 節需用費におきまして、ふるさと運動公園野球場手すり修繕につきまして、資材等の高騰により所要額を追加計上するものでございます。

1 0 款災害復旧費、2 項 1 目農業施設災害復旧費、補正額 5 0 0 万円の追加でございます。1 4 節工事請負費におきまして、中津沿岸線の一部復旧費を計上するものでございます。

歳出合計 1 , 1 0 7 万 3 , 0 0 0 円の追加でございます。

以上が、歳出についてのご説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。8ページをお開きください。

10款地方交付税、1項1目地方交付税、補正額8,967万5,000円の追加でございます。普通交付税の交付額確定に伴い所要額を計上するものでございます。

14款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金、補正額6,956万1,000円の追加でございます。令和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

15款道支出金、2項2目民生費道補助金、補正額91万2,000円の追加でございます。本補正予算の歳出におきまして計上してございます高齢者世帯等生活支援に係る補助金でございます。

6目商工費道補助金、補正額300万円の追加でございます。プレミアム付商品券発行支援事業の経費に係る補助金でございます。

18款繰越金、1項1目繰越金、補正額2億5,487万7,000円の追加でございます。令和3年度決算による前年度繰越金でございます。

20款町債、1項1目臨時財政対策債、補正額480万円の減でございます。令和4年度普通交付税算定結果に基づき、起債予定額を減額調整するものでございます。

4目土木債、補正額1,840万円の減でございます。本補正予算歳出に計上してございます宮下線道路舗装工事の減に伴いまして減額するものでございます。

21款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額3億8,818万3,000円の減でございます。財源調整に伴い財政調整基金を3億127万6,000円、減債基金を8,690万7,000円繰り戻すためそれぞれ減額するものでございます。

歳入合計、歳出と同額の1,107万3,000円の追加となっております。

以上が、議案第27号 令和4年度浦臼町一般会計補正予算（第3号）の内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

12ページの商工費の中の観光費ですね、委託料ということで422万円が上がっておりますが、これについての説明は指定管理料の追加ということだったんですけれども、ちょっといろいろ確認をしたいんですが、道

の駅通信設備移転業務委託料と自然休養村センターの管理運営業務委託料と二つに分かれておりますけれども、道の駅通信設備移転業務委託料はいくらといくらになっていきますかということですね。これをまずお聞きします。

○議長

答弁をお願いします。

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

質問にお答えいたします。

内訳としまして、自然休養村センター管理運営業務委託料、これが400万円の追加でございます。道の駅通信設備移転業務委託料につきましては22万円ということになっております。

以上です。

○議長

ほかにございますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

その22万円の根拠というのは何ですか。

○議長

答弁をお願いします。

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

業者からの見積もりとなっております。

現在のふれあいプラザの場所から自然休養村センターにWi-Fi施設を移設する金額です。その金額の見積もりを取りまして22万円ということになっております。

○議長

ほかにございますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

それは指定管理料の中に含まれるんですか。22万円というのは。

今回、年度途中での指定管理料を追加するわけでしょう。毎年度、年度協定というのが協定されるじゃないですか。そこで指定管理料はいくらだよというのが今までは900万円だったわけですね。来年の年度当初にその指定管理料というのはプラス422万円、900万円にですね、それが最初に固定されて出てくるのか、この22万円というものがちょっとよくわからないんですけれども、これはどこに入るお金なんですかね。ティエスさんに22万円入るんですか。Wi-Fiの移設ということなんですけれど。

○議長

答弁をお願いします。

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

委託料の補正ということで、指定管理料は400万円、それから道の駅の通信設備、Wi-Fiを動かすのにその委託するお金が22万円ということになっておまして、別立てのものとなっております。

400万円固定かといいますと、それはこれからの協議でちょっと物価の高騰、燃料の高騰とかがございますので、そこは協議をしていくという形で考えております。

以上です。

○議長

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

指定管理料が900万円プラス400万円、1,300万円に来年度の当初になるという理解でいいのかなというところですね。

この間の説明では、赤字補てんという意味合いで説明を受けたんですけども、青天井に赤字補てんすることに私は反対でして、やはりこれだけ指定管理料を上げるという理解になってしまうのですけれども、指定管理料を上げるためにその事業者としての営業努力、これも一緒に話し合っしてほしいわけですね。

その点が今回見られないので、前回600万円から900万円に上げたときにはそれがあったのに、またこの400万円を上げるんだなという理解をしたんですよね、指定管理料が上がるという理解を。

それに対しての業者側の営業努力といいますか、こういうことをやってくれという、町はもうちょっとそう強く言うべきではないかと思うんですよね。年度途中でこういう変更を行うというときにはですね。その辺をちょっと確認したいんですけれど。

○議長

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

今回の400万円につきましては、物価高騰といいますか燃料高騰で7月に出てきた決算書でわかりましたので、その時点でその燃料分の高騰部分を助成するというか、補助するという形で400万円という形で考えております。

それに合わせて、これからも指定管理についてもちょっといろいろと工夫はしてくださいということは話してございます。

以上です。

○議長

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

その400万円の中に、道の駅の部分ですか、スタンプラリーの管理で、その人件費が含まれていたと思うんですけども、その部分については人件費としてこれだけ渡すのであればきちんと人を入れてください。

それから、浦臼町の特産品をもっと充実させてください。このような交渉はやっていないですか。やるべきだと思うんですが。人件費、入っていますか。

○議長

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

当然道の駅も管理をしておりますので、その分に係る人件費については計上されていると思います。

特産品とかそこら辺の話については、ちょっと申しわけありません、話はしてありません。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

今の関連なんですけど、Wi-Fiを移設すると。もともとあったWi-Fiの施設の部分はもともと道の駅で、本来、道の駅の施設としてはトイレがあると。あそこも男女ともにトイレのある場所であって、道の駅と今までになっていた駐車場の整備もあそこが一応本来の道の駅としての一番の機能をなしたところだと思うんですが。トイレなりいろんなもの、道の駅に近いあそこで行った方々は、今度道の駅でないという判断でよろしいんですか。Wi-Fiを移すということになると、あそこではWi-Fiはつながらないということでもよろしいんでしょうか。距離的にはつながらないような気がするんですけども。休養村センターにWi-Fiを移したけれど、飛ぶんですかね、つながるんですかね。その辺が、つながれば別に問題はないと思うんですけど、通常であればあれだけの距離がつながるかどうかわからないのですが。その辺、Wi-Fi機能、本来の道の駅のあり方はトイレがついていて、そういったインフォメーションができるという、駐車場もちゃんと管理しているよというので、その辺の扱いはどう見たらいいんでしょうか。

○議長

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

Wi-Fiの移転につきましては、道の駅の協議会の方から、スタンプを置いてあるところを道の駅として、Wi-Fi施設を置きなさいという指導がございまして、今回この移設するという計画になっているんですが、駐

車場、それからそちらの方にWi-Fiが届くのかということは、実証しておりませんが、道の駅のスタンプのあるところにWi-Fiの機能を動かすという指導がありましたので、今回このような形で計上させていただいております。

以上です。

○議長

ほかにありませんか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

今、Wi-Fiも中継局が簡単にありますので、その辺も活用しながら、やはりあそこは道の駅として、24時間営業する部分のトイレとして一番必要であって、何かあったときのそういう通信網は管理として必要ではないかと思うんですが、その辺はできれば検討していただきたいと思えます。

○議長

ほかにございませんか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

13ページの土木費の低濃度PCB処分業務委託料というのがあるんですけども、過去にPCBの処分は終わったと思っていたんですが、この低濃度のPCB処分業務委託料90万円と出ているんですが、このPCBというのはどういった部分を指しているのか教えていただけませんか。

○議長

上嶋課長。

○建設課長（上嶋俊文君）

低濃度PCB処分業務委託料につきましては、千代久橋の工事に伴いまして、塗料の下地等に使われているPCBの処分で、当初から含有しているのはわかっていたんですけども、工事費とは別に量とかがはっきりしたものですから、今改めて委託費として予算化して契約させていただきたいという部分でございます。

以上です。

○議長

静川議員。

○6番（静川広巳君）

アスベストではなくてPCBなんですか。

○議長

ほかにありませんか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

先ほどの道の駅通信設備移転業務の委託料について協議会からの指示というのは、この協議会というのは道の機関の協議会という理解でいいんですか。どこの協議会。

○議長

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

開発局が主体となっている協議会となっております。

○議長

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

この予算の前段の入り口の部分について、開発局がスタンプを置く場所が、そういうところがあるからWi-Fiもということになれば、開発局はうちの町の場合だと、トイレのある駐車場側が通信不能になっても構わないけれども、スタンプのあるところだということの確認は、そういうことでいいんですね。

○議長

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

確認はしていないんですけれども、トイレに今までWi-Fiが飛んでいたかというのも、調べてはいないです。駐車場のどの部分までWi-Fiが使えるというのも、確認はしていなかったもので、協議会としては道の駅の機能があるところがあくまでもWi-Fiスポットだと考えているということなので、今回そう指導されたということで、移設をするということになりました。

以上です。

○議長

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

では、再度確認しますけれども、非常時等についての通信確保も含めたWi-Fiだと思うんですね。その機能を果たさないケースがあってもスタンプの置いてあるところがWi-Fiを置かなければならないのだという、そういう理解でいいということだね。

○議長

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

夏とか冬期にも災害とか考えられるんですが、道の駅としての機能として、吹雪等の施設への避難とか、それから泊まりとかということで、今の休養村センターをそういう施設と想定していますので、そちらの方でWi-Fiが使えるということは考えております。

以上です。

○議 長

ほかにございませんか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

町立診療所の建替基本計画策定支援業務委託料なんですが、220万円、これはやはりコンサルタントみたいなところをお願いするということなんでしょうか。

私としては、これ概要的な計画であってあれなんですが、これまたコンサルタントに頼んであれすると、また同じような文章でこんな冊子が来て、こんなのだよという、また同じようなものが作られて、また200万円というお金がどうなのかなど。自分の町ではできないですかねという質問です。

○議 長

中田課長。

○住民課長（中田帯刀君）

この数字につきましては、コンサルへの委託料となっております。当初、所管課の思いとしては、もうちょっと800万円、900万円ぐらいの数字で上げていたんですけども、理事者等の協議を経まして、自賄いでできる部分は自賄いでということで金額を抑えております。

全部自賄いでという今までのうちのパターンだったらそうなんですけれども、昨今の事前協議が不足して、その後の設計とか建設時に混乱を招くことをちょっと恐れまして、専門家の意見を入れながら、より良い施設を作るための協議をしたいということで、今回コンサルを入れてということで計上させていただいております。

以上です。

○議 長

静川議員。

○6番（静川広巳君）

検討委員会というのが組織されているんですけども、結局検討委員会の中ではそんな専門の方も入れると。町のいろんな関係者とか診療を実際に行っている方とか、そういったものも含めて検討委員会はやると言っていますよね。

だから、そういった病院に精通する専門委員の方も入れてやるという中で、ある程度外向的な場所なり図面なり、細かい図面は別として、また器具なり、そういったものを自賄いでできない、ある程度決まっているような感じはするんですけども、それまでもやっぱりコンサルに頼まないとならないという理解でよろしいんでしょうか。

○議 長

中田課長。

○住民課長（中田帯刀君）

自賄いでできないかといったら、できるんですけれども、極論を言ってしまうばですけれども、それだと画一的なものにしかならないといえますか、もう一つ掘り下げて、先生とか医療機関の方に入ってもらって、専門的な部分の意見はもらえるんですけれども、それをどう落とし込んで、どうというのはコンサル方で、また設計とか建設の方とは違って、こういう基本構想のところに特化していて、そういう検討委員会の業務も請け負ったことがあるようなところも指名業者の中に、そういうところを中心にした発注を考えておまして、住民参加プラス専門家の意見を取り入れて、より良いものができると思って、今回は計上させていただいております。

以上です。

○議 長

静川議員。

○6番（静川広巳君）

コンサルタントを頼むと、大体このぐらいの厚い紙で、出だしが、浦臼町は広大な大地と恵まれた何だかかんどこから始まって、そんなのばかりなんです。だから、本当に必要な部分だけで私はいいと思いますので、その辺しっかりと、自賄いでやれる分はやって、コンサルに頼むのは仕方ないかもしれないですけれども、その辺もうちょっと努力していただきたいなと思っています。

○議 長

すいません、ここで暫時休憩といたします。

町長と議会運営委員長、静川議員、ちょっと前の方に。協議したいと思っております。

休憩 午後 4時49分

再開 午後 4時50分

○議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここで、お諮りします。

会議時間は、午前10時から午後5時までとなっております、間もなく午後5時となります。提出議案も残りわずかでありまして、会期は15日までとなっておりますが、むやみに持ち越すべきではないと考えますので、浦臼町議会会議規則第9条第2項の規定により、このまま時間を延長したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。異議のある方は挙手をお願いします。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認め、このまま会議を延長いたします。

すいません、ここで休憩をしたいと思っております。17時まで休憩とします。

休憩 午後 4時51分
再開 午後 5時00分

○議 長

それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

先ほどの歳入歳出一括しての質問を受けております。質疑ありませんか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

13ページ、農林水産業費のジビエに関わるところで、前段、若干の説明をいただきましたが、昨年度でもトータル2,000頭ということですか。それで今年度は今までの8月末で984頭で、残り今後は昨年の実績頭数で乗せていくと、ほぼ昨年と同じぐらいになると。

それで、施設計画は800頭で、それが優に2,000頭を超えるという。この事態というのはそもそも入りの分のオーバーワークと理解をします。

それで前段説明あったように、8割方の処分費用について手当てされていると。ここはちょっと私も時間があればというか、後の時間で正確にしたいと思うけれども、交付税措置されているとしても、私たちには支庁がそう言っているといっても、数字でこの分、8割の分がこれこれしかじかだからこれだけ振興局では交付税に上乗せしていますよと言っても、うちに来るときにこれがジビエの分の上乗せ分ですよという話ではないと思うんですよね。数字に見えている部分は。

したがって、そこはより正確にしたいと思うけれども、いずれにしてもオーバーワークの中で事が動いているわけですから、電気料から、それから堆肥化の攪拌の費用から、総じて膨らんできているところがあるわけで、それが受け入れ頭数増えることによって、実質的には浦臼町の持ち出しがおのずと増えていくということだと思っただけです。そう私は考えます。

ですから、今回の業務委託料で291万円と数字を打っていますけれども、今の仕切りの中ではその受け入れの制限も含めて、いろいろ意見出ているけれども、そのことがなされていない中で、今、今年の場合こういう数字が出てくる現状の中で、どうしようもないところで堆積しているからと言われるわけだけれども。それで質問の部分では、そういう中での処理業務委託料の支出というのはやはり問題があると、私は思っています。

交付税という点で8割の部分というのは、今前段ちょっと言いましたけれど、そこは私の言い方が不十分かもしれませんけれど、そういう理解ではないよということで発言がありますか。

○議 長

答弁できますか。

町長。

○町長（川畑智昭君）

すいません、はっきりさせます。

先ほども申し上げましたけれど、振興局なり道に行って要望してきた経過はあるんですけれど、今年になってからですが、白石振興局長からしっかり入れておきましたというお話はいただいております。

それが8割と言っているのかどうかは、今調べさせて回答させたいと思います。

○議長

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

地方交付税は、数字、これがいくら、これがいくらという打ち方にはなっていないはずなんだ。

だから、そこは確かにうちから出すのは8割の数字を打ち出すけれども、それが確実にオンされているものですよという話では絶対しないはずなんです。地方交付税の数字の中に。

だから、僕は、そこね、言葉適切ではないけれど、やっぱり正確にしてほしいな。それが一つ。それともう一つありますけれど、いいですか。

○議長

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

前段、マイナンバー制度の説明がありました。国は早くからその普及を念頭に置きながらポイント制度も含めてオンさせています。現実それがオンされた時点でも、いろんな使える、使えないの課題が現状ではあります。

それで、今この160万円町単費で、結果として3月補正で正確にするという内容であるけれども、結局、国の施策なんですよ。国の施策にその普及の前段のポイント制度も含めて、これは国の税金の使い方もでたらめですよ。

普及せんとすれば、前段、朝、折坂議員も発言されていたけれども、なぜ普及できないのかというのは、単にお金をつければ普及できるという問題で事が解決することではないんだと思うんですね。そうは思いませんか。

○議長

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

10月以降、2,000円分の商品券ということへのお話かと思えます。さまざまな理由があって、浦臼町の場合、特に高齢化比率が高くて、なかなかマイナンバー自体の認識が薄いというのがあろうかと思っております。

ます。それがなかなか取得率につながっていかないのかなという思いはあります。今回マイナポイントということで、9月いっぱい申請すればポイントがいただけるという施策を国が打ちまして、それをきっかけにどの町もぜひ取得をとということで、キャンペーンなりアピールをしてきたところで、一定の数字は獲得できたというところですが、それはあくまでもポイントに対して魅力を感じられたのであって、カード自体が何に使えるのかというのは非常に不鮮明というか、あまりよくわかっていない方もいらっしゃるのとは確かでございます。国は取得をさせながら利用の機能を増やしていこうということで、運転免許証などの話も出てきておりますけれど、少しずつですけれど、使えるカードにしていこうという動きもありますので、町としてはこれからのデジタル社会を見越して、取得をぜひ進めていきたいという考え方もあります。

先ほども申し上げましたが、財源はすべて国の方からいただく補助金で賄うということで、先ほど単費という言葉を使われましたけれど、補助金を充てて、少しでも将来のカード社会というかデジタル社会に備えて、一人でも多くの町民の皆さんにはカードを作っていたきたいというスタンスで町としてはいきたいと思っています。

○議 長

ほかに質問ございませんか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

ちょっとよくわからなくなりましたが、ジビエの関係なんですけれども、令和3年と令和4年の実績を見てみますと、大体同じように進んでいますよね、処理量。4月から8月の累計で600頭ぐらいで、年間で1,500頭ぐらいになるだろうというのを見たんですが、産業廃棄物処理料は、令和2年は確か2回やったなというのを覚えているんですけれど、令和3年は1回しかやっていなくて30万円なんですよね。

同じペースで進んでいるのに、令和4年は3回もこの処理をやるんですかね。この差は何なんですか。令和3年は30万750円になってはいますが、令和4年はどうしてこんなに高くなるんですかね。同じペースで進んでいるのに。

○議 長

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

質問にお答えいたします。

令和3年につきましては、9月に1回やったんですが、今と同じような状態でやっております。

ただ、その想定が冬期間、狩猟期以外の期間に発酵が進むと予測をしておりまして、必要量を本当に取ってはいなかったんです。取ってはいないので30万円程度をやったんですが、ふたを開けてみまして、令和4年度

になり、冬の期間に全然発酵が進んでいないような状態になりまして、5月に急ぎよ取ってやったということになっております。結局、予算の関係がございまして、1回目に必要量を取って、もう1回、2回目で予算の関係で取れる量を取ったという形になっております。経過的には令和3年度と変わらないペースで入ってきておりますので、今年度に関しては狩猟期前に見込める量を極力取ってしまいたいという考えで、令和4年については予定として4回を見込んでいるという状態になっております。

○議 長

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

なので、来年度はどうなるんだろうというところの予測はできますか。年間に維持管理費がどれぐらいかかるかというのを先ほどお聞きして、令和4年の場合600万円と、そのぐらいになるねということなんですけれど、これが毎年続くのかどうなのかというところでは、ちょっと3年と4年が違い過ぎたので、その次の年をどう見込んでいいのかというところが何か予測できますか。

○議 長

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

令和3年と令和4年を経験しまして、年2回の搬出は今このペースだと必要だと考えております。春先の1回と、それから秋口の1回ということで、費用的にはこの処分料自体は200万円ぐらいを今のところ来年度はやる予定ですが、もし令和4年度の2月か3月にやるのを、もし時期的に無理だということになれば、この予算を使わないで来年度の予算で計上するというのも考えております。200万円程度のお金をこれから処分料としては計上しなければいけないのではないかと想定はしております。

以上です。

○議 長

ほかにございませんか。

中川議員。

○8番（中川清美君）

今の関連なんですけど、今回4回目、4年度のを見ると、フレコンの袋が112袋になって膨らんでくるんだけど、入れ方なんですけれど、骨、角、それをぎっくばらんに入れてしまうと、袋ばかり増えてしまって、輸送コストも上がってくるんです、これ。

毎年、毎回、これだけかかってくるのであれば、粉碎機を導入して粉碎してから入れるとフレコンは恐らく5分の1か6分の1、7分の1、相当数は削減できるし、その費用対効果というのは計り知れないものがあると思うんですけれども、そういうような方向は考えられないんですかね。

○議 長

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

質問にお答えいたします。

そういう考えが全くなかったので、言われるとおりのことも考えられますので、ちょっと検討したいと思います。

○議 長

ほかにございますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

今の話だと、粉碎しても目方は変わらないので、それと単価も変わらないので、むしろ機械買って、そこに作業することのコストをどう見るのか、そういう課題が出てくるかなと、私は今ちょっと思いました。

もう一つ、15ページ、体育施設の手すりの問題ですが、手すりが100万円、ちょっと足りなかったよということでのお話ですが、手すりだけで100万円、本当にそう考えていいんですか。

○議 長

横井局長。

○教育委員会事務局長（横井正樹君）

ただいまの質問にお答えいたします。

内容としては、球場の手すりの修繕ということになっております。今年に入って修繕を進めているんですけども、当初想定していた以上に悪いところがありまして、本来であれば手すりの上の方だけ取り替えようと思っていたところ腐食が進んでいて、上も下も替えなければならないとかというところが結構ありまして、それを精査した結果、今回100万円ほど追加させていただきたいということになっております。

以上です。

○議 長

ほかにございますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

地方債の補正が提出されております。それで、私がお聞きしたいのは、多世代交流施設で1,640万円、限度額として上げております。先ほどの説明で土地及び補償物件のことがあって3,910万円と引き上げられました。これは現段階での確定数字ではないですが、事業遂行のための地方債の変更ということでもありますから、予算の上では賛成多数で作ることに決定されています。

私はそのときに、土地や補償物件ないし解体を含めた費用がどれぐらいかわからないのに、そんな予算を決めるというのは問題だと言って反対をしていますが、ここで言うこの膨れようは、予想される土地、補償物件、解体費用だと思うので、それについてお知らせ願います。

○議 長

答弁をお願いします。

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

牧島議員のご質問にお答えをいたします。

支障物件の調査につきましては210万円、用地取得に係る事業費につきましては2,000万円、事務費につきましては60万円の3,910万円の限度額を申請させていただきます。

以上でございます。

○7番（牧島良和君）

今言ったことがプラスされてということなんだな。そういうことだな。

○議 長

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

議員のご指摘のとおりでございます。

以上です。

○議 長

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

用地2,000万円ということで書いてあるけれど、そうしたら、解体費用は入っていないの。

○議 長

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

牧島議員のご質問にお答えいたします。

土地と建物につきましては、建築物の再建築費用の建物の価値のものとなってございまして、それぞれ全部で2,000万円を計上してございます。

○議 長

ほかにもございますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

2,000万円のその見積もりの分けようは。

○議 長

早坂主幹。

○総務課主幹（早坂隆広君）

ただいまの牧島議員のご質問にお答えさせていただきます。

質問の意図が違えば申しわけございませんが、建物で1,300万円程度、土地で700万円程度となっております。

以上でございます。

○ 議 長

ほかにございますか。

[「なし」と言う人あり]

○ 議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

討論がありますので、まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

牧島議員。

○ 7 番（牧島良和君）

本案に反対する立場で発言します。

ただいまありました地方債の補正の詳細であります。当初、私が指摘したとおり、結果的には建物以上の費用がかかっていくという実態ですよ。結果、こうなると、それような値を引き出すということの責任の大きさは本当に大きいですよ。そう私は考えます。

あと、ジビエの産業廃棄物の委託料の関係ですが、その交付税措置されているというところの正確性に現段階では欠けています。そこが問題。

それから、マイナンバーカードのいわゆる税金使用の、大きく言って単費で動くけれども、交付税措置されていることのやっぱり国のやり方ですよ、これね。

○ 町長（川畑智昭君）

マイナンバーカードは補助金で。

○ 7 番（牧島良和君）

いや、後から国のお金入れると言ったんでしょう。

○ 町長（川畑智昭君）

交付税ではない。

○ 7 番（牧島良和君）

交付税ではないけれども、そういう、国がカードだけ打って、枚数上げればいいという視点、これはおかしいですよ。やっぱり、そうでないカードの価値、そして使い勝手を作ると。作っても使わない人がいて、お金だけ消費すればいいという、数だけやればいいという、やっぱりその国の自治体に対する圧力だね。これはやっぱり許せないですよ。金額の多少にかかわらず、今やっぱりそういうところが多過ぎる。

よって、反対をします。

○ 議 長

次に、賛成討論の発言を許します。

中川議員。

○ 8 番（中川清美君）

私は、賛成の立場から討論をいたします。

ジビエについてのことですがけれども、補助金の明細が見えてこないということではございますけれども、今現在においてははっきりとこの施設に

においては建設当初より大きなシカの駆除に対しての効果を出しているということが認められております。

また、さらに今回の料金に向けては、まだ昨年並みの捕獲頭数が見込まれる中で、やはり残渣の処理というものは、これはしっかりやらなければ施設の運営自体も大きな支障を来たすことになるかと思えます。

今後においては、特別交付税が8割入っているということでございます。しっかりと中身を精査した上で進めていただき、また今の振興局の方でも空知管内の鳥獣被害の調査にも各市町村を集めて会議も行われておりまして、そこに浦臼町も参加されております。

実際にそういったところでこの現状等も強く報告をしていき、また道のほうからの補助もいただけるよう要望いたしまして、私の賛成の立場からの討論といたします。

○議 長

次に、反対討論の方がいらしたら、それを許します。反対討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

それでは、これをもって討論を終わります。

これより、議案第27号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立多数です。

したがって、議案第27号 令和4年度浦臼町一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第28号

○議 長

日程第7、議案第28号 浦臼町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

議案書の4ページをお開き願います。

議案第28号 浦臼町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

浦臼町職員の育児休業等に関する条例（平成4年浦臼町条例第3号）の一部を次のように改正する。

令和4年9月13日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、人事院規則の一部を改正する規則の公布及び関連いたします運用通知の改正に伴いまして、育児休業の取得回数制限の緩和及び育児参加のための休暇の対象拡大等の措置を行うため、本条例の一部を改正させていただきます。

内容につきましては、別冊の参考資料にてご説明いたしますので、1ページをお開き願います。

はじめに、条例第2条についてでございますが、育児休業を実施することができない職員について条例で定めることとしており、第3号では、非常勤職員で育児休業することができない規定の条文を追加してございます。

条例第2条の2では、育児休業の対象児は条例で定めるとし、養育里親である職員に委託されている児童の要件の規定を追加してございます。

2ページをお開き願います。

条例第2条の3及び条例第2条の4では、育児休業の終期、いわゆる終える時期についてでございますが、条例で定めるととする要件の規定を追加してございます。

4ページをお開き願います。

資料、条例第3条から資料8ページの条例第19条までは、国の規則改正に伴いまして、文言の修正や整合性を図ることが必要なため、改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

条例第21条第1項では、職員から妊娠または出産について申し出があった場合、当該職員に育児休業に関する制度を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に関わる当該職員の意向を確認するため面談等の措置を講じることを規定し、第2項につきましては前項における申し出を理由として、当該職員が不利益な取り扱いを受けることがないように規定した条文を追加してございます。

第22条では、育児休業の承認の請求が円滑に行われるよう、職員に対する育児休業に関わります研修の実施等の環境整備を行うことを規定する条文を追加してございます。

議案書の10ページにお戻り願います。

次に、附則についてご説明いたします。

施行期日を定めておりまして、第1条、この条例は、令和4年10月1日から施行するものでございます。

次に、経過措置を定めてございます。第2条、この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第10条の規定の適用につきましては、従前の例

によるものでございます。

以上が、議案第28号 浦臼町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての説明でございます。

ご審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第28号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立全員です。

したがって、議案第28号 浦臼町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第29号

○議長

日程第8、議案第29号 浦臼町営バス運行条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

議案書の11ページをお開き願います。

議案第29号 浦臼町営バス運行条例の全部を改正する条例について。

浦臼町営バス運行条例（平成14年浦臼町条例第31号）の全部を次のように改正する。

令和4年9月13日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、令和4年9月30日をもって廃止となります中央バス滝川浦臼線の代替交通としまして、同年10月1日から浦臼町営バス浦臼滝川線の運行を開始するため

ございます。

また、現在運行しております浦臼町営バス新うらうす線につきましては、同年10月1日から砂川市内まで路線を延長しまして、株式会社美唄自動車学校が運行事業者となりますことから廃止をするためでございます。

次のページをお開き願います。

浦臼町営バス運行条例の全部を改正する条例でございます。
1条ずつご説明を申し上げます。

第1条につきましては、バスの運行に関しまして必要な事項を定める趣旨を規定したものでございます。

第2条につきましては、バス運行いたします浦臼滝川線の起点、終点、延長を規定したものでございます。

第3条につきましては、バスの運行日、運休を定める規定でございます。

第4条につきましては、バスの乗車料金を規定したもので、普通旅客料金と定期旅客料金とするものでございます。

詳細をご説明いたしますので、13ページをお開き願います。

まず、別表第1の普通旅客料金表でございますが、浦臼町内の区間につきましては200円、浦臼町内から新十津川町内の区間につきましては400円、浦臼町内から滝川市内の区間につきましては600円としてございます。

続きまして、別表第2の定期旅客料金表でございますが、種類につきましては通勤用と通学用の2種類となっております。

適用期間でございますが、通勤、通学、それぞれ1カ月と3カ月でございます。

割引率でございますけれども、通勤1カ月は25%引き、3カ月は1カ月の3倍の5%引きとなっております。通学でございますが、割引率、1カ月は40%、3カ月は1カ月の3倍の5%引きでございます。

なお、料金と区間につきましては記載のとおりでございますので、ご高覧のほどお願いを申し上げます。

資料の12ページにお戻り願います。

第5条につきましては、バス料金の特例を規定したものでございます。

次に、第6条につきましては、バス回数券1冊つづりの販売金額について規定したものでございます。

第7条につきましては、バス料金の支払方法について規定をしたものでございます。

第 8 条につきましては、バスに乗車するに当たりまして、手回り品についてを規定したものでございます。

第 9 条につきましては、バスの利用制限について規定をしたものでございます。

第 10 条につきましては、バスの利用について、不正等により料金を免れようとしたときの罰則について規定をしたものでございます。

第 11 条につきましては、この条例の施行に関しまして必要な事項につきましては規則で定めることができることの規定をしたものでございます。

附則、この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行するものでございます。

以上が、議案第 29 号 浦臼町営バス運行条例の全部を改正する条例についてのご説明でございます。

ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

牧島議員。

○7 番（牧島良和君）

ちょっと私が聞き逃してしまって申しわけないのですが、この 13 ページの適用期間とする一月と読むのか、1 カ月と読んだのか、どっちなのでしょう。

それと、定期券で通学だと、3 カ月の場合、浦臼滝川間 4 万 3, 100 円になりますが、現状は今いくらなのでしょう。比較になります。

○議 長

答弁お願いします。

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

牧島議員のご質問にお答えいたします。

1 カ月と申し上げたのですが、一月という形でご理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

一月です。申しわけございません、よろしく願いいたします。

今、奈井江線も走っているんですけども、滝川線につきましても同じ金額で運行させていただきます。

以上でございます。

○7 番（牧島良和君）

同じ 3 カ月定期だと 4 万 3, 100 円かかっているよということ。今。では、同じとこだ。

○総務課長（明日見将幸君）

申しわけございません。

今現在、9月30日までは滝川浦臼線、中央バスが走ってございますので、新しくこの料金表が10月から適用されますので、ちょっと今これが走るといふ形でご理解いただきたいんですけども、よろしく願いいたします。

○議 長

どうぞ。

○7番（牧島良和君）

私が聞いたのは、一月定期、3カ月定期、それぞれが今の料金と比較して高いか安いかというのを知りたいものですから、現状、いくらかかっているんですかという話なんですね。そこいくらですかと質問したの。

○議 長

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

大変申し訳ございません。ちょっと、現状、今わかりません。申しわけございません。わかりません。はい、すいません。

○議 長

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

問題は、町営バスを利用する人が現況価格と定期運賃と新しい運賃を比較したときに、高いのか安いのか、それから町の補助もあると、そういう中で親御さんの負担を含めて、やっぱり相当な費用になってしまうと。そこが現状の通学料金と乖離していると、そういう決め方は、私、できないなと思うのさ。

それは懇談会でもいろんな意見があったところだから、それをどう理解し、この設定になったかというところが大事なのさ。わからなかったら、今聞きなさいよ。それわからないで、私も通すわけにいかない。

○議 長

暫時休憩といたします。

休憩 午後 5時38分

再開 午後 5時41分

○議 長

それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

大変申しわけございませんでした。

確認をさせていただきます。まず学生の1カ月定期につきましては2万1,120円、通勤の定期につきましては2万7,600円となっております。あと3カ月分の定期につきましては設定がございませんので、以上とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議 長

通学の1カ月分で。

○総務課長（明日見将幸君）

通学ですけれども、一月2万1,120円、通勤につきましては2万7,600円でございます。3カ月分の定期の設定はございません。

以上でございます。

○議 長

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

町民の声をしっかり聞いて、現況の定期価格で見たときに、町の運営するバスは皆さんの声を聞いて、しっかりと組み立てたんだよと、そこにこの数字で自信持たなければいけないでしょう。大事なことだと思うよ。ちょっと意地悪したわけではないですよ、私ね。自信持ちなさい。

○議 長

それでは、質疑はもうありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

それでは、これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第29号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第29号 浦臼町営バス運行条例の全部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第30号

○議 長

日程第9、議案第30号 浦臼町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早坂主幹。

○総務課主幹（早坂隆広君）

議案書14ページをお開きください。

議案第30号 浦臼町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について。

浦臼町過疎地域持続的発展市町村計画の一部を変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第6条第7項の規定に基づき、議会の議決を求めます。

令和4年9月13日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、令和3年第3回定例会におきまして議決賜りました当該計画におきまして、計画事業の追加が必要になったことに伴い変更するものでございます。

別冊参考資料によりご説明させていただきます。参考資料の9ページをお開きください。

区分、11、地域文化の振興等におきまして、事業名、（1）地域文化振興施策等、事業内容、郷土史料館改修事業を追加するものでございます。

事業主体につきましては、町でございます。

当該施設につきましては、昭和52年の建設から40年を経過し、設備の老朽化などに伴う更新及び施設内の温度上昇対策として空調設備等を必要とするため、本計画に追加するものでございます。

以上が、議案第30号 浦臼町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についての内容でございます。

ご審議いただき、議決賜りようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第30号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第30号 浦臼町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更については原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第31号

○議 長

日程第10、議案第31号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上嶋課長。

○建設課長（上嶋俊文君）

15ページをお開きください。

議案第31号 工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和4年9月13日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由につきましては、昭和39年浦臼町条例第16号、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき提案するものでございます。

1、契約の目的でございますが、令和4年度道路メンテナンス補助、中央線・浦臼内川橋補修工事。

2、契約の方法、指名競争入札、最低制限価格適用でございます。

3、契約の金額5,698万円。うち消費税額518万円。

4、契約の相手方、樺戸郡浦臼町字浦臼内181番地26、三雄建設株式会社、代表取締役竹内勝人氏でございます。

この工事につきましては、冬期間を利用し、令和2年から実施しており、その間、通行止めなどご利用の皆様には大変ご迷惑をおかけしましたが、本年が最終年の工事となっております。

以上が、議案第31号 工事請負契約の締結についての説明でございます。

ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第31号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第31号 工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

◎日程第11 同意第1号

○議 長

日程第11、同意第1号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

同意第1号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについて。

浦臼町教育委員会委員に次の者を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和4年9月13日提出

浦臼町長 川畑智昭

同意を求める者の住所につきましては□□□□□□でございます。氏名につきましては、美濃多恵、生年月日は□□□□□□、選任理由につきましては任期満了によるものでございます。

次ページの履歴書につきましては、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

十分ご審議をいただき、同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

同意第1号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについては、この際、討論を省略し、原案のとおり決定することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、同意第1号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについては同意することに決定いたしました。

◎日程第12 同意第2号

○議 長

日程第12、同意第2号 教育委員会教育長の任命の同意を求めることについてを議題といたします。

河本教育長には、退席をお願いします。

提案理由の説明を求めます。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

同意第2号 教育委員会教育長の任命の同意を求めることについて。

浦臼町教育委員会教育長に次の者を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和4年9月13日提出

浦臼町長 川畑智昭

同意を求める者の住所につきましては、□□□□□□、氏名につきましては河本浩昭でございます。生年月日は□□□□□□、選任理由につきましては任期満了によるものでございます。

次ページの履歴書につきましては、お目通しをいただきたいと思っております。

以上が、浦臼町教育委員会教育長の任命の同意を求めることにつきましてのご説明でございます。

ご審議賜りまして、ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

同意第2号 教育委員会教育長の任命の同意を求めることについては、この際、討論を省略し、原案のとおり決定することにしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、同意第2号 教育委員会教育長の任命の同意を求めることについては同意することに決定されました。

暫時休憩といたします。

休憩 午後5時53分

再開 午後5時54分

○議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第13 報告第6号

○議 長

日程第13、報告第6号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早坂主幹。

○総務課主幹（早坂隆広君）

議案書の20ページをお開きください。

報告第6号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率の報告について。

令和3年度決算に基づく健全化判断比率を、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて報告する。

令和4年9月13日提出

浦臼町長 川畑智昭

監査委員の審査意見書につきましては、別添資料にて後ほどお目通しいただきたいと存じます。

次に、21ページをお開きください。

令和3年度決算に基づく普通会計財政健全化判断比率報告書。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり報告す

る。

下記表内の各項目についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、表に記載の四つの指標により町の財政状況を判断するものでございます。

①実質赤字比率及び②連結実質赤字比率につきましても、これまでと同様、決算額に赤字が生じていないことから数値化されていない表記となっております。

③実質公債費比率につきましても、2.7%となり、令和2年度決算に基づく比率がマイナス2.1でありましたので、前年度比で4.8ポイント悪化となったところでございます。悪化の要因としましては、令和3年度の単年度数値算定におきまして、公債費の約定償還額に充てられる一般財源額が1億1,986万5,000円増となったことが要因となっております。

④将来負担比率につきましても、令和3年度地方債残高の増加や充当可能基金の現在高の減少など比率悪化の傾向が見られるものの平成25年度決算以降9年連続で数値化されていない表記となっております。

以上、概要をご説明申し上げます。令和3年度決算に基づく普通会計財政健全化判断比率のご報告とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長

これをもって、質疑を終わります。

報告第6号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率の報告については報告済みといたします。

◎日程第14 報告第7号

○議長

日程第14、報告第7号 令和3年度決算に基づく資金不足比率の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上嶋課長。

○建設課長（上嶋俊文君）

議案書22ページをお開きください。

日程第14、報告第7号 令和3年度決算に基づく資金不足

比率の報告について。

令和3年度決算に基づく資金不足比率を、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて報告する。

令和4年9月13日提出

浦臼町長 川畑智昭

次のページ、23ページをお開きください。

令和3年度決算に基づく下水道事業会計資金不足比率報告書。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づき、次のとおり報告する。

下記の表でございますが、資金不足比率につきましては、資金不足、いわゆる赤字が生じていないことから、令和3年度決算につきましては数値化されておられません。

また、監査委員による意見等につきましては、要約でございますが、資金不足が生じておらず良好であり、特に指摘すべき事項はないとのご意見をいただいております。

また、監査委員の意見の詳細につきましては、別添にて審査意見書を資料添付してございますので、後ほどお目通しいただきたいと存じます。

以上、概要を申し上げまして、令和3年度決算に基づく資金不足比率の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

報告第7号 令和3年度決算に基づく資金不足比率の報告については報告済みといたします。

◎日程第15 認定第1号～日程第18 認定第4号（一括議題）

○議 長

日程第15、認定第1号 令和3年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、認定第2号 令和3年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、認定第3号 令和3年度浦臼町後期高齢者医療特別

会計歳入歳出決算の認定について、日程第18、認定第4号令和3年度浦臼町下水道事業剰余金の処分及び決算の認定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原副町長。

○副町長（石原正伸君）

ただいま議案となりました認定第1号 令和3年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和3年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、及び認定第3号 令和3年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、並びに認定第4号 令和3年度浦臼町下水道事業剰余金の処分及び決算の認定について、これら4件につきまして、地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、去る8月22日から26日までの期間、町監査委員において、それぞれの会計の決算について審査を行っていただいたところでございます。

よって、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けまして、議会の認定に付するものでございます。

審査の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます、提案に当たりましての説明とさせていただきます。

以上です。

○議長

中川議員。

○8番（中川清美君）

私はこの際、動議を提出いたします。

ただいま議題となりました令和3年度浦臼町一般会計歳入歳出決算ほか3件については、総合的見地から慎重なる審査を要するものと考えますので、議長並びに議選監査委員を除く議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付されるよう望みます。

以上です。

○議長

高田議員。

○1番（高田英利君）

私は、ただいまの動議に対して賛成いたします。

○議長

中川議員の動議は賛成者がありましたので、成立いたしました。

したがって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りします。

中川議員の動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本件は決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審議に付されたいとの動議は可決されました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任についてお諮りいたします。

決算審査特別委員として、議長並びに議選監査委員を除く議員全員を指名いたします。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議長並びに議選監査委員を除く議員全員を決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

認定第1号 令和3年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和3年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和3年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和3年度浦臼町下水道事業剰余金の処分及び決算の認定について、合わせて4件を決算審査特別委員会に付託いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩中に、ただいま設置されました決算審査特別委員会を開催して、委員長並びに副委員長の互選を行っていただきたいと思っております。

休憩 午後6時4分

再開 午後6時8分

○議 長

会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。

休憩中に決算審査特別委員会が開催され、委員長並びに副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありましたので、周知いたします。

委員長に柴田典男議員、副委員長に東藤晃義議員、以上のと

おり互選された旨の報告がありました。

◎日程第19 発議第2号

○議 長

日程第19、発議第2号 事務の検査についてを議題といたします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号については、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、発議第2号についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号 事務の検査については原案のとおり可決されました。

◎日程第20 意見書案第5号

○議 長

日程第20、意見書案第5号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書についてを議題といたします。

お諮りします。

意見書案第5号については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号は、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、意見書案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、意見書案第5号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書については原案のとおり採択されました。

◎日程第21 所管事務調査

○議 長

日程第21、所管事務調査についてを議題といたします。

総務産業常任委員長から、閉会中の事務調査について、会議規則第73条の規定により申し出があります。

お諮りします。

総務産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定いたしました。

◎日程第22 議員の派遣について

○議 長

日程第22、議員の派遣についてを議題といたします。

派遣内容についてはお手元に配付のとおりですが、これを派遣したいと思えます。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、派遣することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議 長

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了しました。

したがって、令和4年第3回浦臼町議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたり、大変ご苦労さまでした。

閉会 午後6時14分